福島県社会福祉協議会
第４期活動推進計画

実施期間：平成28年度～平成32年度

社会福祉法人福島県社会福祉協議会

はじめに

社会福祉法人　福島県社会福祉協議会　会　長　**瀬谷俊雄**

本会では、平成８年度より活動推進計画を策定し、中長期的な視点から事業を推進するとともに、定期的に計画の評価・見直しを行ってまいりました。

その間、核家族化や少子高齢社会の進展による家族機能や地域の互助機能の低下、経済不況や不安定な雇用による低所得者層の増大など、社会福祉を取り巻く環境は年々複雑化、多様化してきました。また、介護保険制度の改正、障害者総合支援法や子ども・子育て支援法の施行、さらには社会福祉法人制度の改革に向けた議論など、社会福祉の制度改革が進められています。

また、平成23年３月に発生した東日本大震災とそれに伴う原子力発電所事故により、避難者・被災者の支援、地域コミュニティの再生、避難地域にある福祉施設・事業所の復興支援など、これまでに経験の無い課題への対応が求められることとなりました。

こうした社会福祉を取り巻く環境の変化に対応するため、平成23年度から平成27年度までの第３期活動推進計画に基づく取り組みを評価し、今後５ヵ年間（平成28年度から平成32年度まで）において本会が取り組むべき内容等を示す「第４期活動推進計画」を策定いたしました。

今回の計画では、東日本大震災及び原子力発電所事故からの復興に向けた支援に関する項目を別に設けるとともに、実施項目によっては数値目標を設定し、より具体的な活動の展開を目指しています。

基本理念に掲げた「だれもがその人らしく、安心して暮らせる福祉社会」を実現するため、変化する福祉ニーズの把握に努めるとともに、安定的かつ継続的な事業推進と組織基盤並びに財政基盤の強化に努めてまいりますので、県民の皆様をはじめ市町村社会福祉協議会や社会福祉施設・事業所、関係機関団体等の皆様のより一層のご支援ご協力を心からお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、熱心にご検討いただきました総合企画委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました社会福祉施設・関係機関団体の代表者の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成28年３月

ー目　　次ー

Ⅰ　計画策定にあたって

計画策定の目的、計画策定の経緯、計画の性格と位置付け、
計画の推進期間、計画の進行管理 …… 4

Ⅱ　計画の構成

計画の基本理念、計画の基本目標計画の推進項目、
各年度の事業計画、計画の構成図 …… 6

Ⅲ　計画の体系図

計画の体系図 …… 8

Ⅳ　推進項目

1　調査研究・提言活動 …… 16
2　自立に向けた援助活動
(1)　生活困窮者の自立促進 …… 18
(2)　低所得世帯への経済的支援 …… 20
(3)　ひとり親に対する就労支援 …… 22
(4)　矯正施設を退所した障がい者等の地域生活支援 …… 24
3　福祉サービスの利用者支援
(1)　日常生活の自立支援 …… 26
(2)　福祉サービスの第三者評価 …… 28
(3)　福島県運営適正化委員会 …… 30
4　広報啓発、情報提供活動 …… 32
5　ボランティア・住民参加活動
(1)　ボランティア・市民活動の振興 …… 34
(2)　高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進 …… 36

6　福祉人材の確保・育成・定着に向けた支援 …… 38
7　社会福祉従事者の資質向上 …… 42
8　社会福祉従事者の福利厚生の推進 …… 44
9　市町村社会福祉協議会との協働・支援 …… 47
10　社会福祉施設等との協働・支援 …… 48
11　民生委員・児童委員、主任児童委員との協働・支援 …… 50

◆東日本大震災及び原子力発電所事故からの復興に向けた支援活動

1　避難者の自立に向けた支援活動 …… 52
2　生活復興ボランティア活動への支援 …… 54
3　県外からの福祉・介護人材確保支援 …… 56
4　関係機関・団体との協働・支援 …… 58

◆県社協の組織・運営

1　組織基盤 …… 60
2　財政基盤 …… 62
3　事務局体制 …… 64

Ⅴ　参考資料

1　福島県社会福祉協議会避難者自立支援中期ビジョン …… 69
2　県社協組織図 …… 86
3　事務局組織図 …… 88
4　総合企画委員会設置要綱 …… 90
5　総合企画委員会委員名簿 …… 91
6　策定委員会委員名簿 …… 92
7　策定経過 …… 93

【用語について】
社協……社会福祉協議会の略

Ⅰ 計画策定にあたって

1　計画策定の目的

社会福祉を取り巻く環境は、核家族化や少子・高齢社会の進展による家族機能の低下等により様々な課題を生み出しており、社会福祉に対する県民のニーズ（需要）は益々増大し、多様化しております。また、平成23年３月に発生した東日本大震災とそれに伴う原子力発電所事故は未曾有の被害をもたらし、県民の生活にいまだ大きな影響を及ぼしています。

このような中、人としての尊厳をもって、住み慣れた地域の中で障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある自立した生活が送れるよう支援することがますます求められています。そのため、幅広い関係者との連携・協働のもとに、地域福祉を推進するため本会の役割を果たしていく必要があります。

今回の新たな計画は、社会福祉の動向、本会を取り巻く情勢等を踏まえながら、前期計画の取り組み状況等を評価し、今後５年間の活動推進の取り組みを明示することを目的として、策定するものです。

2　計画策定の経緯

今回策定する第４期活動推進計画は、前期の活動推進計画への取り組み状況及び社会福祉に関する諸課題を踏まえ策定しています。

年度	総合企画委員会	局内での取り組み
23年度	・活動推進計画の進捗状況に対する意見。	・活動推進計画の進捗状況の報告。〈事業報告及び次年度活動方針（案）による〉
24年度	・活動推進計画の進捗状況の評価に対する助言。	・活動推進計画に関する実績報告及び進捗状況の評価。
25年度	・目標達成度評価に対する助言	・活動推進計画の進捗状況に関する目標達成度評価。
27年度	・活動推進計画の取り組み状況及び課題に対する助言。 ・28年度以降の第４期活動推進計画策定にあたっての助言等。	・活動推進計画の取り組み状況及び課題の整理。 ・28年度以降の第４期活動推進計画策定に向けた取り組み。

3　計画の性格と位置づけ

⑴　地域福祉を推進していくうえでの本会の役割を明確化するとともに、組織基盤、財政基盤、事務局体制のあり方・めざす目標を提示し、総合的に地域福祉活動を進めるための基本計画としての性格を有しています。

⑵　東日本大震災及び原子力発電所事故の発生を受け、復興に向けた様々な課題や支援活動への取り組みについて、別項目を設けて示しています。

⑶　本会の活動目標にとどまらず、県民及び市町村社協、福祉施設・事業所、県・市町村行政、各種団体等との連携・協働を推進していく際の基本指針となるものです。

4　計画の推進期間

⑴　計画の推進期間は、「５ヵ年」（平成28年度から平成32年度）とします。

⑵　計画の進捗状況を把握・管理するため、中間年度（平成30年度）に評価を行います。

⑶　計画策定後の社会情勢の変化等に対応が必要な場合は、所要の見直しを行います。
　　なお、次期計画の検討及び策定を５年目（平成32年度）に行います。

5　計画の進行管理

ＰＤＣＡによる進行管理を行い、計画の見直し及び次期計画の検討に反映させて行きます。

⑴　事務局による評価

　活動推進計画の実施計画及び実施内容を具体化していくため、事務局による自己評価を行います。

⑵　総合企画委員会による評価

　計画の効果的な実施を図るため、本会に設置されている「総合企画委員会」は、事務局による評価を踏まえ、計画の進捗状況の評価と計画遂行に向けた助言を行います。

年度	総合企画委員会	局内での取り組み
28年度 29年度	・活動推進計画の進捗状況の評価、取り組みへの助言。	・活動推進計画に基づく事業計画の策定及び実施。（毎年度実施） ・進捗状況の内部評価。
30年度	・活動推進計画の進捗状況に関する評価に対する助言等。	・活動推進計画の進捗状況に関する評価の実施。
31年度	・活動推進計画の進捗状況の評価、取り組みへの助言。	・活動推進計画に基づく事業計画の策定及び実施。（毎年度実施） ・進捗状況の内部評価。
32年度	・活動推進計画の推進状況について評価及び33年度以降の第５期活動推進計画策定にあたっての助言等。	・活動推進計画の取り組み状況及び課題の整理。 ・33年度以降の第５期活動推進計画づくりへの取り組み。

【計画の進行管理】

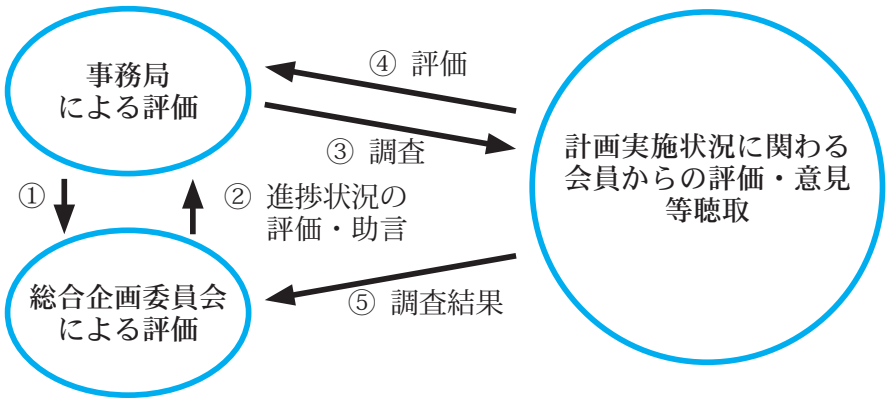

【PDCAサイクル】

P:PLAN	計画（活動推進の取り組み）の目標設定、成果設定
D:DO	計画（活動推進の取組み）の推進
C:CHECK	計画（活動推進の取組み）の評価　達成状況の点検等
A:ACTION	計画（活動推進の取組み）の目標見直し

Ⅱ 計画の構成

この計画は、基本理念のもと、計画を策定するにあたってその考え方としての基本目標、その目標にもとづく推進項目により構成しています。

1　計画の基本理念

だれもがその人らしく、安心して暮らせる福祉社会を目指します。

2　計画の基本目標

⑴　変化する福祉ニーズの的確な把握と対応

地域や県民が抱える生活・福祉課題の調査研究を進め、その結果を行政や関係機関・団体、県民へ広報するとともに、施策に対して提言活動を進めます。

⑵　その人らしい生活・自立への支援

福祉サービスを利用している方の権利を擁護し、地域においてその人らしく尊厳を持った生活が送れるよう自立を支える取り組みを進めます。

⑶　福祉に対する県民の理解と参加の促進

誰もが、安心して暮らし続けられる地域社会を形成するため、県民が主体的に多様な地域福祉活動に取り組めるよう支援をします。

⑷　福祉サービスの質の向上に向けた支援

利用者本位の福祉サービスの質の向上を図るため、社会福祉従事者向けの各種研修を行うとともに、福祉人材の確保・育成・定着に取り組みます。

⑸　福祉力向上に向けての協働・支援

地域の福祉力向上に向けて、市町村社協や社会福祉施設等と連携・協働し、地域の支え合いを育む各種事業に取り組みます。

3　計画の推進項目

⑴　基本目標を具体化していくために取り組む事業の「現状と課題」を整理しています。

⑵　「現状と課題」から、今後の取り組みにあたっての「活動推進の取り組み」を実施計画・実施項目・実施内容として示しています。

4　各年度の事業計画

活動推進計画に基づいて各事業を推進していくため、各年度の事業計画において推進項目毎の具体的な事業内容を策定し、取り組んでいきます。

【計画の構成図】

1　計画の基本理念

だれもがその人らしく、安心して暮らせる福祉社会を目指します。

2　計画の基本目標

⑴　変化する福祉ニーズの的確な把握と対応
⑵　その人らしい生活・自立への支援
⑶　福祉に対する県民の理解と参加の促進
⑷　福祉サービスの質の向上に向けた支援
⑸　福祉力向上に向けての協働・支援

3　計画の推進項目

⑴　調査研究・提言活動
⑵　自立に向けた援助活動
⑶　福祉サービスの利用者支援
⑷　広報啓発、情報提供活動
⑸　ボランティア・住民参加活動
⑹　福祉人材の確保・育成・定着に向けた支援
⑺　社会福祉従事者の資質向上
⑻　社会福祉従事者の福利厚生の推進
⑼　市町村社会福祉協議会との協働・支援
⑽　社会福祉施設等との協働・支援
⑾　民生委員・児童委員、主任児童委員との協働・支援

◆東日本大震災及び原子力発電所事故からの復興に向けた支援活動

⑴　避難者の自立に向けた支援活動
⑵　生活復興ボランティア活動への支援
⑶　県外からの福祉・介護人材確保支援
⑷　関係機関・団体との協働・支援

◆県社協の経営・組織

⑴　組織基盤
⑵　財政基盤
⑶　事務局体制

4　各年度の事業計画

「活動推進の取り組み」の具体的な事業計画内容を推進

Ⅲ 計画の体系

【計画の基本理念】

だれもがその人らしく、安心して暮らせる福祉社会を目指します。

基本目標１ 変化する福祉ニーズの的確な把握と対応

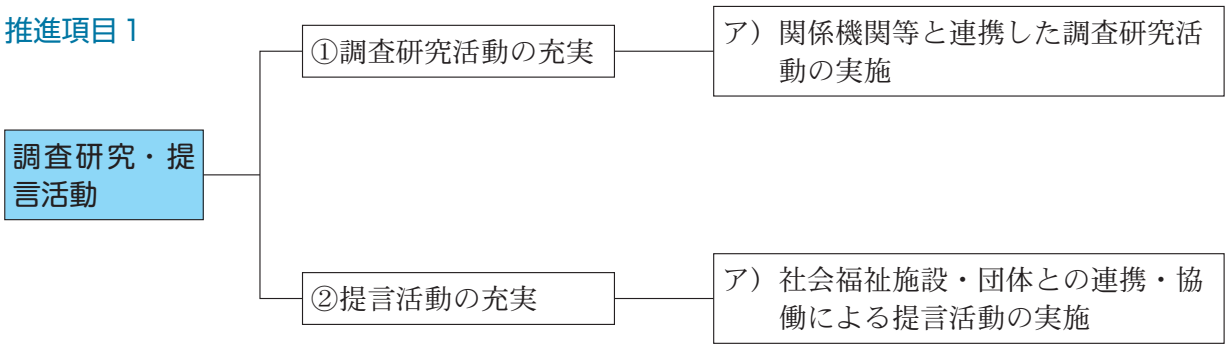

基本目標２　その人らしい生活・自立への支援

推進項目２

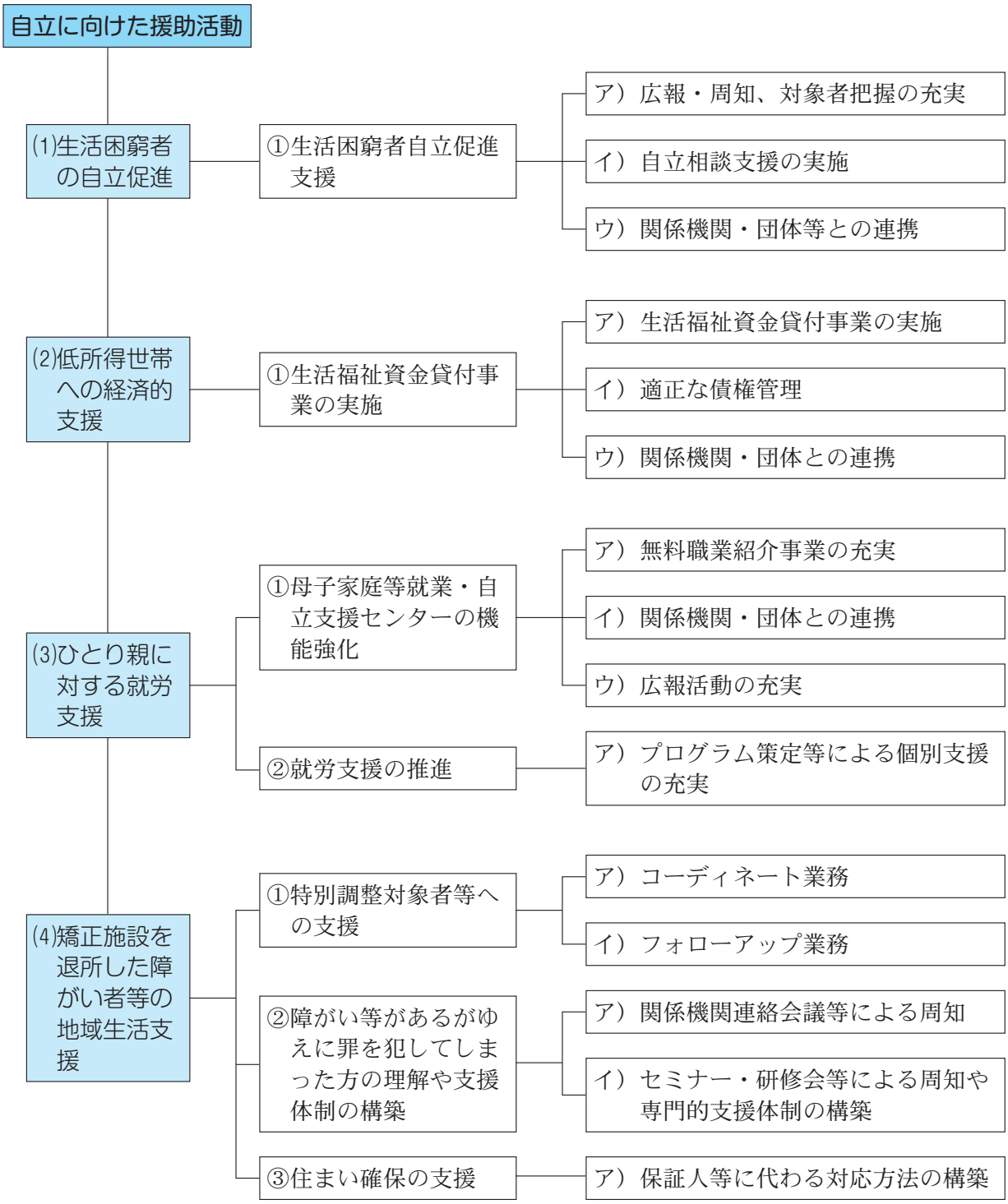

推進項目 3

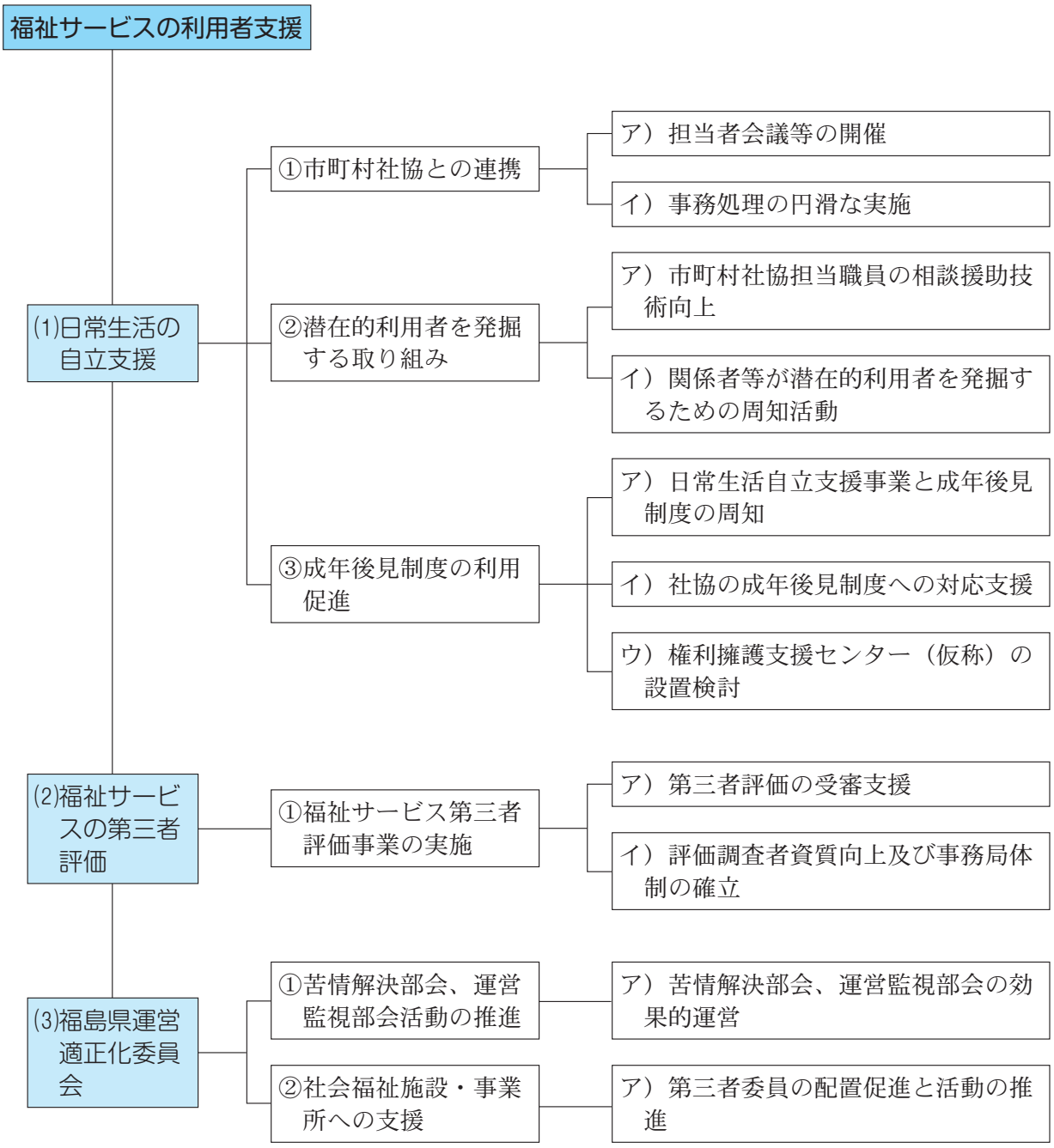
福祉サービスの利用者支援
(1)日常生活の自立支援
①市町村社協との連携
ア）担当者会議等の開催
イ）事務処理の円滑な実施
②潜在的利用者を発掘する取り組み
ア）市町村社協担当職員の相談援助技術向上
イ）関係者等が潜在的利用者を発掘するための周知活動
③成年後見制度の利用促進
ア）日常生活自立支援事業と成年後見制度の周知
イ）社協の成年後見制度への対応支援
ウ）権利擁護支援センター（仮称）の設置検討
(2)福祉サービスの第三者評価
①福祉サービス第三者評価事業の実施
ア）第三者評価の受審支援
イ）評価調査者資質向上及び事務局体制の確立
(3)福島県運営適正化委員会
①苦情解決部会、運営監視部会活動の推進
ア）苦情解決部会、運営監視部会の効果的運営
②社会福祉施設・事業所への支援
ア）第三者委員の配置促進と活動の推進

基本目標３　福祉に対する県民の理解と参加の促進

推進項目４

広報啓発、情報提供活動

- ①広報啓発の強化
  - ア）広報誌の充実
  - イ）ホームページやＳＮＳを活用した情報提供の充実
  - ウ）マスメディア等の活用
- ③住まい確保の支援
  - ア）保証人等に代わる対応方法の構築

推進項目５

ボランティア・住民参加活動

- ⑴ボランティア・市民活動の振興
  - ①ボランティア・市民活動の基盤強化
    - ア）支援組織等の基盤強化
    - イ）企業等の社会貢献活動への支援
  - ②地域福祉を支える担い手の育成
    - ア）市町村社協および市民活動団体職員等の資質向上
    - イ）インフォーマルサービスの担い手の育成支援
  - ③災害に備えた支援の強化
    - ア）要綱や指針などの策定・見直し支援
    - イ）災害ボランティアセンターに必要な訓練・研修会等の実施支援
- ⑵高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進
  - ①長寿社会に向けての普及啓発活動の推進
    - ア）広報誌の発行
    - イ）いきいき長寿県民賞の顕彰
    - ウ）自主事業の展開
  - ②高齢者の生きがいづくりと社会参加を推進するための環境整備
    - ア）シルバー美術展の開催
    - イ）シニア団体等の主体的な活動を支援する環境の整備
  - ③高齢者総合相談事業の実施
    - ア）高齢者総合相談センターの運営
    - イ）認知症コールセンターの運営

基本目標 4　福祉サービスの質の向上に向けた支援

推進項目 6
福祉人材の確保・育成・定着に向けた支援

- ①福祉人材センターの機能強化
  - ア）無料職業紹介所機能の充実
  - イ）ハローワーク・市町村社協等との連携強化
  - ウ）潜在保育士・保育所への支援強化
  - エ）調査研究事業の実施
- ②福祉の職場のイメージアップ
  - ア）学生・求職者等への正確な情報の提供
  - イ）各種広報活動による情報提供の強化
  - ウ）介護に対する理解の促進
- ③福祉人材の確保
  - ア）マッチング機能の強化
  - イ）合同就職説明会の実施
- ④福祉人材の育成
  - ア）施設・事業所が主体的に取り組む活動への支援
  - イ）資格取得に向けた支援
- ⑤職員の定着
  - ア）専門家と連携した職場改善支援の実施
  - イ）施設・事業所個別訪問の実施

推進項目 7
社会福祉従事者の資質向上

- ①福祉人材の資質向上への支援
  - ア）福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程の実施
  - イ）種別や職種等研修ニーズに応じた研修の実施
- ②職場内研修の推進
  - ア）職場研修の支援

推進項目 8
社会福祉従事者の福利厚生の推進

- ①社会福祉事業施設団体職員共済事業の運営
  - ア）健全な資産運用
  - イ）社会福祉事業施設団体職員共済事業の適正な運営
- ②社会福祉施設職員等退職手当共済事業の事務受託
  - ア）受託事務の実施
- ③福利厚生センター事業の充実
  - ア）参加・利用しやすい事業の企画運営
  - イ）福利厚生センター未加入法人への加入促進

基本目標 5　福祉力向上に向けての協働・支援

推進項目 9

市町村社会福祉協議会との協働・支援

- ①市町村社協への支援
  - ア）市町村社協の経営支援
  - イ）地域福祉活動計画の策定支援
- ②市町村社協との協働
  - ア）市町村社協連絡協議会活動の充実
  - イ）市町村社協における人材育成

推進項目10

社会福祉施設等との協働・支援

- ①社会福祉施設等との連携
  - ア）部会・協議会活動の推進
  - イ）社会福祉法人経営者協議会との連携

推進項目11

民生委員・児童委員、主任児童委員との協働・支援

- ①民生委員・児童委員、主任児童委員との協働・支援
  - ア）研修体系の検討と研修内容の充実
  - イ）県民児協事業との協働・支援
  - ウ）県民児協の運営支援

◆東日本大震災及び原子力発電所事故からの復興に向けた支援活動

- 避難者の自立に向けた支援活動
  - ①被災者・避難者の生活支援
    - ア）生活支援相談員の階層・テーマ別研修の実施
    - イ）避難元・避難先社協間及び関係機関・団体との連携
    - ウ）「避難者自立支援中期ビジョン」の進行管理
  - ②被災者・避難者のコミュニティ再生支援
    - ア）避難社協が行う帰還後のコミュニティ再生に向けた支援
    - イ）避難先における避難者を含めたコミュニティづくり支援
  - ※再掲 ③生活福祉資金貸付事業の実施
    - ア）適正な債権管理
- 生活復興ボランティア活動への支援
  - ①市町村社協における生活復興ボランティア活動への支援
    - ア）生活復興ボランティア活動を行う人材の育成支援
    - イ）生活復興ボランティア活動に関する情報収集・提供等
  - ※再掲 ②災害に備えた支援の強化
    - ア）要綱や指針などの策定・見直し支援
    - イ）災害ボランティアセンターに必要な訓練・研修会等の実施支援
- 県外からの福祉・介護人材確保支援
  - ①奨学金貸付制度の利用促進
    - ア）奨学金貸付制度の周知・広報活動の充実
    - イ）相双地域等の介護保険施設等との連携強化
- ※再掲 関係機関・団体との協働・支援
  - ①市町村社協への支援
    - ア）市町村社協の経営支援
  - ②社会福祉施設等との連携
    - ア）部会・協議会活動の推進
  - ③民生委員・児童委員、主任児童委員との協働・支援
    - ア）研修体系の検討と研修内容の充実

◆県社協の経営・組織

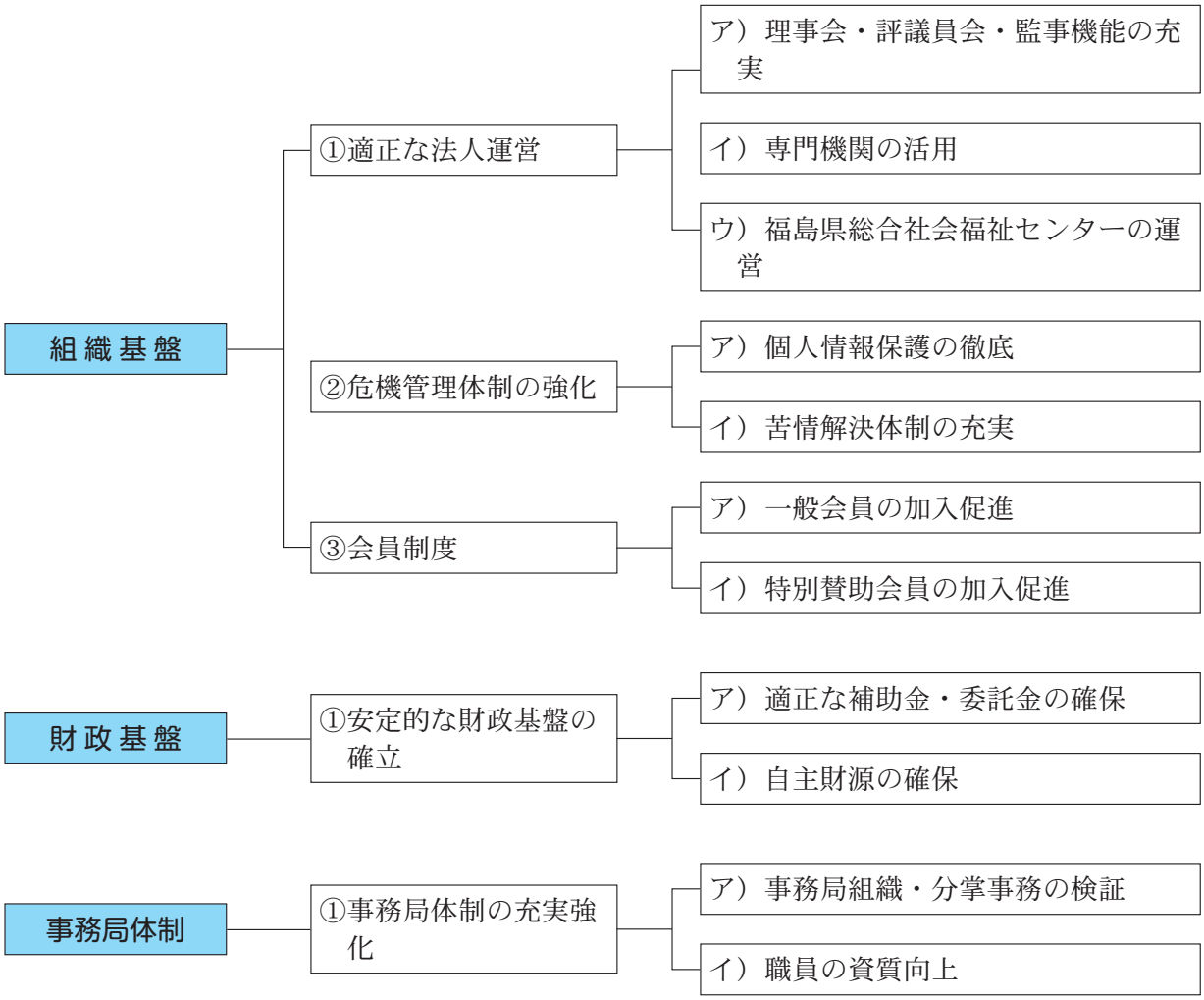
組織基盤
①適正な法人運営
ア）理事会・評議員会・監事機能の充実
イ）専門機関の活用
ウ）福島県総合社会福祉センターの運営
②危機管理体制の強化
ア）個人情報保護の徹底
イ）苦情解決体制の充実
③会員制度
ア）一般会員の加入促進
イ）特別賛助会員の加入促進
財政基盤
①安定的な財政基盤の確立
ア）適正な補助金・委託金の確保
イ）自主財源の確保
事務局体制
①事務局体制の充実強化
ア）事務局組織・分掌事務の検証
イ）職員の資質向上

Ⅳ 推進項目

基本目標１　変化する福祉ニーズの的確な把握と対応

推進項目１　調査研究・提言活動

【現状と課題】

本会が事業を展開するうえで、県内の社会福祉に関する実態や課題などを把握することは非常に重要であることから、毎年、調査研究活動に取り組んできました。

特に東日本大震災以降は、生活支援相談員の活動を通して避難者の抱える課題等を明らかにし、必要とされる支援を検討するため、平成23年度から３年間にわたり「生活支援相談員活動から見る避難住民生活の現状調査」を実施しました。また、震災以降ますます厳しい状況にある福祉人材の確保等に資するため、「福祉人材の確保・育成・定着に関する調査」や福祉職員・求職者の意識調査など、毎年テーマや対象者を変えて調査を行っています。

東日本大震災から５年目を迎え、避難者・被災者の状況及び県内の社会福祉に関わる情勢も変化してきていることから、今後も内容を精査しながら調査研究活動を継続し、適切な支援や本会事業の展開に繋げていくことが必要です。また、大学等の研究機関や関係団体との協働も視野に入れながら、適宜、調査目的に添って組織内でチームを編成するなど、組織全体として調査研究活動に取り組める体制づくりが求められます。

提言活動については、部会・協議会と連携しながら総合企画員会において内容を協議し、県議会各政党の要望聴取会への参加や県保健福祉部に対する予算要望・提言活動の実施を継続して行ってきました。

今後、震災復興関連事業の拡充や社会福祉法人改革をはじめとする福祉制度の諸改革に対応するため、本会の種別部会・協議会等と連携しながら、国・県の政策や予算に対する要望・提言活動を引き続き実施していく必要があります。

また、福祉関係団体が合同で実施する保健福祉部への予算要望提出については、各団体の事業規模に差があること、また高齢・障がい・児童・地域福祉と分野が多岐に渡ることなどから、要望活動のあり方について検討が必要です。

【活動推進の取り組み】

実施計画	実施項目	実施内容
①調査研究活動の充実	ア）関係機関等と連携した調査研究活動の実施	県内の社会福祉に関する実態や課題や本会事業を推進していくうえで必要なデータを把握するため、関係機関・団体と協力し、また部署間を超えてチームを編成するなど、組織的に調査に取り組みます。
②提言活動の充実	ア）社会福祉施設・団体との連携・協働による提言活動の実施	本会の種別部会・協議会と連携し、総合企画委員会において協議しながら、調査研究活動等において把握した県内の社会福祉の実態に即した施策提言及び予算要望を行います。 福祉関係団体による保健福祉部への合同要望活動については、そのあり方を検討します。

基本目標２　その人らしい生活・自立への支援

推進項目２　自立に向けた援助活動

(1)　生活困窮者の自立促進

【現状と課題】

平成27年４月に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、本会では平成27年度より県から生活困窮者自立相談支援事業を受託し、県内の全ての町村（46か所）を対象に生活困窮者の自立促進に向けた取組みを始めました。

この事業は、平成25年度・26年度に県から受託したモデル事業（平成25年度県北地区４町村対象、平成26年度県北地区４町村・会津地区11町村対象）の課題と成果を踏まえ展開しています。

訪問による相談対応が迅速に行えるよう、本会に福島事務所（県北・相双地区担当）、会津事務所（会津・南会津地区担当）、県中・県南事務所（県中・県南地区担当）を設置し相談支援事業を展開しています。

支援対象者の把握は、主に民生委員からの情報を基に行っていますが、民生委員が把握している世帯は要介護・要支援高齢者を含む世帯やひとり親世帯が多いため、それ以外の日常的に関わりが少ない生活困窮者の把握と相談支援に結びつける手法が課題となっています。

今後、税金・公共料金等の滞納者や町村社協への生活費の貸付相談者を本事業の相談へ結びつけるためには、関係機関との連携をより強化し生活困窮者の把握をするとともに、最初の相談が早期になされることが大切であることから、住民や関係機関に対する事業周知と啓発により力を注ぐ必要があります。

また、支援の初期段階では食事や衣服などの現物給付の必要性があることから、平成27年８月にコープフードバンクと協定を締結しました。フードバンク以外に当面の生活資金があればと思われるケースがあり、生活福祉資金緊急小口資金や市町村社協が実施する少額貸付制度なども活用をしていく必要があります。

現在、本事業において任意事業は実施していませんが、対象者により課題やニーズは多岐にわたるため、任意事業への取組みも検討していくことが必要です。特に家計相談支援事業には、初回相談時から支援開始後の家計改善支援等の一連の流れが構築されることから、対象者の自立に向けて効果が期待できます。

なお、町村によって必要な社会資源に限界があるため、生活困窮者のニーズに単一町村で応えることは困難な場合も多く、近隣の市町村（広域生活圏域）の社会資源を活用した広域的な支援が必要となります。特に、就労場所や病院等が集中する市部の関係機関や企業等との連携が不可欠であり、対象者の自立のため市行政とも十分連携し市部にある社会資源を十分活用していくことが必要です。

さらに、社会福祉法人・施設には地域への社会貢献活動として中間的就労や地域づくりへの参画が求められていますが、福祉人材が不足している今、支援対象者が福祉や介護の担い手になりえる事例があることから、社会福祉法人・施設の本制度への積極的な関わりが期待されます。

【活動推進の取り組み】

実施計画	実施項目	実施内容
①生活困窮者自立促進支援	ア）広報・周知、対象者把握の充実	リーフレット・ポスター等を作成し、町村行政・社協等関係機関・団体へ配布し広報・周知を行います。 町村民生児童委員協議会にて制度の説明をし、対象者の把握を充実します。 町村行政内で国保税・住民税・水道料金関係部局間の連携を促進し、滞納者等が本制度の相談に結び付くようにします。
	イ）自立相談支援の実施	一人ひとりの課題に合わせ目標を設定した自立支援計画を支援調整会議で協議しながら作成し、自立目標達成のために関係者間の連携を推進します。 家計相談支援事業等の任意事業の取組みを検討します。 支援する上で必要な県社協緊急小口資金や町村社協の少額貸付制度の活用を行います。 ハローワーク等と連携し、一人ひとりにあった雇用先を開拓します。
		【数値目標】　H27年度（現状）　H30年度（中間年度）　H32年度（最終年度） 新規相談件数　月35件（4～9月実績）　月67件（県要請値）　月80件（国目安値）
	ウ）関係機関・団体との連携	生活協同組合が運営するフードバンクとの連携を推進し、緊急的支援を充実します。 近隣の市町村の社会資源を必要に応じて広域活用するとともに、町村行政・社協等と連携して必要な社会資源を開発します。 対象者の支援関係者間のネットワークを機能させ、継続した自立生活に繋げます。 社会福祉法人の社会貢献活動として、中間的就労や社会資源づくりを促進します。

推進項目２　自立に向けた援助活動

(2)　低所得世帯への経済的支援

【現状と課題】

生活福祉資金の貸付決定件数の動向は、リーマンショック後の景気後退による失業者対策として、平成21年度に創設された総合支援資金の貸付けが一段落したことから、貸付決定件数は比較的落ち着いて推移しています。

一方、生活困窮者自立支援法が平成27年４月１日に施行されたことに伴い、生活福祉資金の貸付けは生活困窮者自立支援制度と連携して対応することとされました。

生活困窮者の多くは複合的な課題を抱えていることから、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付けにあっては原則として自立相談支援事業の利用が要件化され、自立相談支援機関や福祉事務所、公共職業安定所など様々な機関との連携と情報共有が求められています。

生活困窮者自立支援制度との連携に関しては、個々の貸付相談の内容が複雑かつ多様であることから、相談に対応する職員の更なる知識やスキルの向上が求められており、生活福祉資金に携わる関係職員に対する研修の充実や制度改正に伴う事務取扱いマニュアル等の更新を行うほか、判断が難しい案件に関しては生活福祉資金貸付審査等運営委員会において各分野の専門家の意見を伺って進めることとなります。

債権管理に関しては、債権管理担当職員を配置するとともに、市町村社協や民生委員と連携・協力しながら滞納世帯への自宅訪問や面接会を開催し、生活状況等の把握及び償還のための話し合いを行ってきました。

その結果、督促通知の送付だけでは反応が無かった滞納世帯の状況を確認することができるなど、話し合いを進めたことで償還に結び付いたケースが多くみられました。しかし、長期にわたり滞納している世帯も依然として多く存在しており、今後も市町村社協や民生委員と連携・協力を図りながら滞納世帯の状況把握及び償還に向けた支援の強化を図っていく必要があります。

平成23年３月の東日本大震災と原子力発電所事故の発生を受けて、被災世帯に対して当座の生活費を貸付ける特例措置として、生活福祉資金緊急小口資金（特例貸付）の貸付けを実施しました。本県においては、平成23年３月28日から５月13日までの期間に25,016件、35億4,367万円の貸付けを行い、この特例貸付に係る償還期限はすでに経過していますが、約４割を超える世帯が未だ滞納しており、今後も継続して滞納世帯状況の把握と償還に向けた指導等を行っていく必要があります。

また、東日本大震災により被災した低所得世帯に対し、生活福祉資金（福祉資金福祉費）の特例として生活復興支援資金の貸付を行っていますが、他の被災世帯の支援制度とあわせて、経済的支援が必要な場合には有効に活用できるよう今後も周知していく必要があります。

【活動推進の取り組み】

実施計画	実施項目	実施内容
①生活福祉資金貸付事業の実施	ア）生活福祉資金貸付事業の実施	低所得世帯に対する生活支援策のひとつとして有効に活用され、継続的な支援を通じて世帯の自立につながるよう事業の周知及び充実を図ります。 複雑化・多様化する貸付相談に適切に対応するため、制度改正等に即応した事務取扱マニュアルの整備を行うとともに、市町村社協資金貸付事業担当職員のスキル向上のための研修の充実を図ります。 また、判断が難しい案件に関しては、各分野の専門家で構成される生活福祉資金貸付審査等運営委員会の意見を聞いて、貸付けの当否を判断します。
	イ）適正な債権管理	初期滞納世帯の生活状況の把握に努め、長期滞納を未然に防ぐための早期アプローチに努めます。 長期滞納世帯に対する訪問や面接会の充実を図り、償還に向けた相談支援等の強化に努めます。 また、東日本大震災時に貸付けた緊急小口資金（特例貸付）の滞納世帯に対しては、対象世帯訪問等による世帯状況の把握に努め、生活実態に応じた償還指導等を継続して実施します。
	ウ）関係機関・団体との連携	市町村社会福祉協議会、民生委員と連携し、貸付事業の円滑な運用に努めます。 自立相談支援機関や福祉事務所、公共職業安定所等の関係機関との連携や情報共有を図り、低所得世帯への包括的・継続的な支援の充実に努めます。

推進項目２　自立に向けた援助活動

(3)　ひとり親に対する就労支援

【現状と課題】

『福島県ひとり親家庭実態調査（平成26年８月／福島県児童家庭課実施）』によれば、県内児童扶養手当受給資格のあるひとり親家庭全体の９割弱はなんらかの形で就労していますが、非正規での就労形態が５割弱にのぼり、収入や先行きに不安を抱えている現状にあります。東日本大震災以降も、ひとり親家庭を取り巻く雇用環境は依然として厳しく、一貫した就労支援を県内全域で提供する母子家庭等就業・自立支援センター（以下「センター」という）は、その体制や機能をさらに強化していく必要があります。

ひとり親家庭の就労支援を進めていくには、その家庭に内在する課題や就労の妨げにも目を向けなければなりません。平成23年度から再実施している「ひとり親自立支援プログラム策定事業」では、プログラム策定員が相談者の居住市町村に出向き、きめ細やかな相談を行うことで、個々の実情や課題を踏まえた具体的なプログラムを策定し、他機関とも連携した継続的な自立・就労支援を展開しています。

しかし、プログラム策定事業は県内全域が担当区域となるゆえ、少人数のセンターの人員体制では一度に多くのニーズに対応できない現状があります。平成27年度からは県中、県南、会津保健福祉事務所に就業支援専門員が配置され、センター職員、母子・父子自立支援員、公共職業安定所、県・市町村社協及び生活自立サポートセンターが連携した相談体制を検討するとともに、これまで以上に地域の実情に応じた就労支援に取り組むことが求められています。

また、これまで県内各方部での就職相談会の開催やパンフレットの配布等、広くセンターを周知する機会を得てきましたが、更に認知度を高め、潜在的求職者の掘り起しを図るために、民生委員・児童委員等の地域活動者に対する周知や、効果的なアプローチの工夫が求められます。

さらに、就労支援は求職者への支援と、企業に対する求人開拓が両輪となり展開していくことが重要です。企業に対してひとり親家庭への理解と協力を促しつつ、求人開拓に努めることがマッチング率を高め、ひとり親の就職に結びつけることになります。

子どもの貧困、女性の貧困への社会的対応が課題となっている中、ひとり親家庭の生活の安定とその子等の福祉の増進を目的に、継続的かつきめ細やかな就労支援の推進に努める必要があります。

【活動推進の取り組み】

<table>
<tr><th>実施計画</th><th>実施項目</th><th>実施内容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">①母子家庭等就業・自立支援センターの機能強化</td><td rowspan="2">ア）無料職業紹介事業の充実</td><td>求職者に対する就業相談や個々の実情にあわせた求人情報の提供等を実施し、就労を促します。また、就職相談会を県内各方部で開催することで、求職者の便宜を図ります。</td></tr>
<tr><td>【数値目標】　H27年度（現状）　H30年度（中間年度）　H32年度（最終年度）
求職登録者の就職率について　37%　40%　42%</td></tr>
<tr><td>イ）関係機関・団体との連携</td><td>ハローワークや就業支援専門員等と連携し、相談者の個別ニーズにあった就労支援に努めます。
また、福祉的な支援を要する相談者には、関係機関・団体と連携し、自立へ向けた支援に努めます。</td></tr>
<tr><td>ウ）広報活動の充実</td><td>潜在的求職者の掘り起しを目的に、リーフレットの作成やマスメディアを活用した広報活動を実施します。</td></tr>
<tr><td>②就労支援の推進</td><td>ア）プログラム策定等による個別支援の充実</td><td>個別のニーズ把握に努め、きめ細やかで継続的な自立・就労支援に努めます。
就労に対する自己理解を深めるため、キャリアコンサルティングに重点を置きながら、自立に向けた就業意識の向上を図ります。
また、企業に対してひとり親家庭への理解と協力を促しつつ、求職者にあった求人開拓に努めます。</td></tr>
</table>

推進項目２　自立に向けた援助活動

(4)　矯正施設を退所した障がい者等の地域生活支援

【現状と課題】

平成23年３月より福島県地域生活定着支援センター（以下「センター」という）を設置し、高齢や障がいを有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者に対し、障害者手帳の発給や社会福祉施設への入所などの福祉サービスにつなげるなどの支援・調整等を行ってきました。

障がい者や高齢者で罪を犯してしまった方の支援に関しては、センターの開設や矯正施設・更生保護施設への福祉専門職の配置等により、徐々に司法と福祉の両分野からの支援体制が進められていますが、その理解は関係者の一部にとどまり、司法分野、福祉分野及び地域社会での協力体制がまだ十分とはいえません。障がいを有することや高齢であるが故に罪を犯してしまった背景にある生活困窮や相談体制のあり方について、地域社会全体で考えられるよう市町村行政、専門機関、専門職等への周知や理解の促進が課題となっています。

また、対象者の希望等に寄り添いながら本人の自立支援のためコーディネート業務を行ってきましたが、対象者は、認知症、発達障がい、薬物・アルコール依存症等、様々な困難を抱えており、支援のためには対象者と信頼関係を築きながら、丁寧なアセスメント、関係機関との情報の共有、個々に応じた支援プラグラム作成を行っていくことが必要です。

さらに、対象者は身寄りがなく、親族がいても引受を拒否されている方が少なくありません。そのため、保証人等が確保できないことから、民間アパートや社会福祉施設への入居・入所ができない場合が多々あります。一般的に身寄りがない方の入居・入所が難しい状況である中、罪を犯してしまった障がい者や高齢者等の受入はさらに困難なため、こうした対象者を支援するためには、保証人等がいなくても入居・入所できる仕組みづくりが急務です。特に、社会福祉法人が運営する社会福祉施設は、こうした身寄りや生活の場がない福祉を必要とする方を積極的に支援する「最後の砦」としての役割が求められており、福祉関係団体が連携し、制度の谷間にいる方々の支援のあり方を検討し、取り組む必要があります。

【活動推進の取り組み】

実施計画	実施項目	実施内容
①特別調整対象者等への支援	ア）コーディネート業務	保護観察所からの依頼に基づき対象者の福祉サービスのニーズを確認し、受入れ施設等のあっせんや福祉サービス利用に係る申請や支援を行います。
	イ）フォローアップ業務	居住地が確保された対象者に対して、必要に応じ訪問活動を行い、継続的に福祉サービスが利用できるための支援を行います。
②障がい等があるがゆえに罪を犯してしまった方の理解や支援体制の構築	ア）関係機関連絡会議等による周知	対象者の地域における受け入れを促進するため、各地区の行政、福祉、医療関係者等の実務責任者による支援体制、連携の在り方などについて地区ごとに会議を開催し、地域で対象者に寄り添いながら日常生活を支援していくための連携体制を構築します。
	イ）セミナー・研修会等による周知や専門的支援体制の構築	対象者を地域や施設で受け入れるにあたっての支援プログラムや専門的支援先進施設等の取り組み内容を周知し、関係者が実践できるようなセミナー等を開催します。
③住まい確保の支援	ア）保証人等に代わる対応方法の構築	対象者が矯正施設退所後に民間アパートや社会福祉施設に入居・入所するにあたり、保証人等が確保できなくても入居・入所できる仕組みづくりについて、関係施設・団体等と協議を進めます。

基本目標２　その人らしい生活・自立への支援

推進項目３　福祉サービスの利用者支援

(1)　日常生活の自立支援

【現状と課題】

本会では、判断能力が十分でない認知症高齢者、知的・精神障がい者等が地域で安心して生活できるようにするため、平成11年度から日常生活自立支援事業（愛称：あんしんサポート）を市町村社協と連携して実施しています。

平成23年度からは基幹的社協を中心とした実施方式から、全市町村社協実施方式に変更したこともあり、実利用件数が平成23年度末では257件、平成26年度末では373件、平成27年８月末では393件と年々増加しています。

今後、高齢者世帯や障がい者世帯が増加するとともに、東日本大震災や原子力発電所事故による避難で世帯分離が進むなど、生活環境の変化により避難地域の方々の本事業へのニーズが高まることが予測されていることから、これまで以上に各市町村社協と連携しながら円滑な事業実施に取り組む必要があります。また、相談・援助件数の増加に伴って事務処理を円滑に進めるため、平成25年度に作成した要綱・要領等に基づく事務処理上等の課題について整理を行い、適宜改定しながら運用することが求められます。

平成27年４月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、市町村社協が総合相談窓口として本事業のほか様々な関係機関につなぐケースが増加してきていることから、市町村社協職員を対象とした相談援助に関する研修を充実させるとともに、関係機関の会議・研修等において本事業の説明を行い、さらなる制度理解と周知を図っていく必要があります。

全国の社協において法人後見事業を受任している件数は、平成25年度の560件から平成26年度には697件と大幅に増加しており、社協が成年後見制度へ取り組むことへの期待が高まってきています。本県では、現在２町において法人後見を受任している状況です。

また、本会自主事業として市民後見人養成講座を平成26・27年度と実施しましたが、一般の方の受講より市町村社協・地域包括支援センターといった関係機関職員の受講が多かったことから、今後県域では成年後見に関する関係者の理解を深める機会を増やす必要があります。

成年後見制度に関する県内の取組みは、成年後見の申立て件数など市町村によって格差があります。市町村社協における法人後見事業の実施を推進し、日常生活自立支援事業から成年後見制度への迅速な移行支援や権利擁護に関する県民・関係者への意識啓発、市民後見人の育成等を総合的に担う機関の設置が望まれています。そのため、その役割を担う権利擁護支援センター（仮称）の設置に向け具体的に検討する必要があります。

【活動推進の取り組み】

実施計画	実施項目	実施内容
①市町村社協との連携	ア）担当者会議等の開催	市町村社協担当者会議等を開催し、日常生活自立支援事業に関する課題等の解決に取り組むとともに連携を強化します
	イ）事務処理の円滑な実施	市町村社協職員を交えた検討会を開催し、事業実施要綱・要領・通知集・様式の見直しなどにより事務軽減を図り、事務処理を円滑に進めます。
②潜在的利用者を発掘する取り組み	ア）市町村社協担当職員の相談援助技術向上	日常生活自立支援事業の利用対象者の多岐にわたる生活課題への相談援助技術を向上させるため、市町村社協担当職員の研修を充実します。
	イ）関係者等が潜在的利用者を発掘するための周知活動	認知症高齢者や知的・精神障がい者の相談支援に直接関わる方々を中心に日常生活自立支援事業等の周知活動を実施します。
③成年後見制度の利用促進	ア）日常生活自立支援事業と成年後見制度の周知	認知症高齢者や知的・精神障がい者の相談支援関係機関・団体や成年後見制度に関わる機関・団体等と連携し、各種研修会・セミナー等で日常生活自立支援事業と成年後見制度を周知します。
	イ）社協の成年後見制度への対応支援	法人後見に取り組んでいる先進事例や資料等を提供するなどして市町村社協の法人後見事業への取組みを支援します。
	ウ）権利擁護支援センター（仮称）の設置検討	権利擁護支援センター（仮称）の設置に向けた検討委員会を立ち上げ、具体的な役割・機能・事業等を整理します。

推進項目３　福祉サービスの利用者支援

(2)　福祉サービスの第三者評価

【現状と課題】

本会では、平成18年８月に県より評価機関の指定を受け、社会福祉施設・事業所の福祉サービスの質の向上のための福祉サービス第三者評価事業に取り組み、平成26年度までに46件の評価を実施しています。また、平成24年度から平成27年９月までの間、県から福祉サービス第三者評価サポート推進事業を受託し、本事業への理解及び受審の促進を目的に、研修会や各福祉施設・事業所における出前講座を開催してきました。自己評価や書類作成に関する助言など、受審に向けた支援や評価結果フィードバックのための事後訪問を実施するなど、これまで以上にきめ細やかな対応を行ったことにより、受審件数は増加傾向にあります。

社会福祉法の一部改正や人材確保の観点等からも、社会福祉施設・事業所には組織としての取り組みを開示し、利用者や地域住民へ理解を求めることがこれまで以上に求められており、そのためのツールとして第三者評価事業の重要性は高まるものと思われます。また、社会的養護施設の受審義務化や保育所の受審努力義務等により、受審施設が更に増えることが予想されます。

受審施設の増加に伴い、評価を実施する評価調査者の確保・養成が必要であり、また、全ての評価調査者が共通認識のもとに評価を進めるためには、評価手法の確立や調査者の資質向上が求められます。

しかし、評価機関として、現在の本会の事務局体制で数多くの評価を行うことは困難であり、職員確保のため受審料の適正化が求められますが、社会福祉施設・事業所に負担を求めることには限界もあります。本事業は情報開示とも密接な関連があり、今後、行政施策としても重要な推進事業となることから、評価推進組織（福島県行政）や本会の部会・協議会と協議し、社会福祉施設・事業所のサービス向上のために本事業実施体制の確立を図る必要があります。

【活動推進の取り組み】

実施計画	実施項目	実施内容
①福祉サービス第三者評価事業の実施	ア）第三者評価の受審支援	出前講座や事前訪問により施設・事業所職員の第三者評価や自己評価に関する理解を深め、施設・事業所の受審体制づくりを支援します。また、受審後も引き続き施設・事業所に関わりながら、継続受審に向けての体制づくりを支援します。
	イ）評価調査者資質向上及び事務局体制の確立	評価のプロセスや手法について標準的実施方法を検討するとともに、評価調査者の共通認識を図ることを目的に定期的に学習会等を開催し、評価調査者の資質向上を図るとともに、評価調査者の確保に取り組みます。 併せて、評価推進機関である県行政等に対して、第三者評価受審にかかわる助成金等の確保について働きかけや定期的な協議を進めます。

推進項目３　福祉サービスの利用者支援

(3)　福島県運営適正化委員会

【現状と課題】

平成26年６月の政府による規制改革実施計画により、社会福祉法人の財務諸表の公表をはじめ、社会保障審議会福祉部会報告書（平成27年７月）により、法人運営の透明性の確保を図るため、運営状況に関する情報の公開が求められるようになりました。この情報公開には、苦情に対する組織としての対応も含まれることになります。

こうした状況にあって、平成25年度以降は運営適正化委員会に寄せられる苦情に係る相談件数が増加しています。

相談内容については複雑化する傾向にあり、その対応に時間を要するようになっています。運営適正化委員会の役割で対応できないような相談内容及び虐待が疑われる相談内容については、当該市町村行政や県行政への連絡や通報を行うことにより対応しています。

一方、初回相談で相談が終結するケースも多くなっており、社会福祉施設・事業所における苦情受付体制が十分に機能していない状況にあります。

本県においては、平成12年度から継続して苦情体制に係る整備状況調査を実施し、社会福祉施設・事業所における相談体制の整備を促してきました。その結果、苦情解決責任者及び受付担当者の設置率は９割以上となっています。こうしたことから今後は、利用者や家族に対する苦情受付体制についてのさらなる周知や、相談しやすい環境づくりが求められています。

また、社会福祉施設・事業所において中立的な対応を行う「第三者委員」の委嘱率は約７割程度となっていることから、従来から取り組んでいる第三者委員への研修や、県担当部局との連携により、社会福祉施設・事業所へ働きかけていく必要があります。

運営監視部会では、「あんしんサポート（日常生活自立支援事業）」の適正な運営を確保するため毎年巡回訪問による実態把握と利用者への支援内容に関わる助言･指導等を実施していますが、平成26年度までに巡回訪問を行った市町村社協は25か所となっており、半数の訪問にとどまっています。

これまでは年間４か所の訪問としていましたが、職員の少ない町村の社協において実施上の課題を抱えていることが多いことから、今後は巡回訪問の件数を増やし、適正な運用を担保できるよう支援していくことが必要です。

【活動推進の取り組み】

実施計画	実施項目	実施内容
①苦情解決部会、運営監視部会活動の推進	ア）苦情解決部会、運営監視部会の効果的運営	苦情申出の内容が複雑化しているため、苦情解決部会の開催を定例化するなど、苦情の解決に向けた部会の運営を行います。 また、全市町村社協で実施されているあんしんサポート（日常生活自立支援事業）事業について、特に町村社協を訪問して援助の実施状況及び保管物の適正な保管状況の確認を行います。
②社会福祉施設・事業所への支援	ア）第三者委員の配置促進と活動の推進	利用者の立場や特性に配慮した対応を行うため、事業者側からの立場ではなく、第三者の立場から適切な対応を期待される第三者委員の配置を促進するとともに、その役割について研修等を通じて理解を深めていきます。

基本目標 3　福祉に対する県民の理解と参加の促進

推進項目 4　広報啓発、情報提供活動

【現状と課題】

広報誌「はあとふるふくしま」は、今日課題となっているテーマや内容を中心に掲載し、東日本大震災発生後もほぼ毎月休刊せずに発行しました。また、読者のニーズにあわせて誌面構成を変更し、ホームページ上で誌面の全面公開を行うなど、広く読んでいただけるよう工夫しています。

ホームページに関しては、広報誌と同様、必要に応じてデザインの修正を行ったり、新たなコーナーを設置するなどの対応を行いました。

また、新たな広報媒体の活用として、平成24年度から新たにフェイスブックの運用を開始し、県社協の事業紹介などを掲載しました。また、テレビやラジオなどによるイベントの告知、寄付受納や新規事業実施の際のマスコミへの取材依頼など、マスメディアを活用した広報を展開してきました。

このほか、表彰事業に関しては、平成26年度に県社会福大会会長表彰要綱の見直しを行い、感謝の該当基準など従来からの課題について整理しました。

「はあとふるふくしま」は、会員に送付するほか、ホームページ上で全面公開して広く情報発信に努めています。ホームページは従来パソコンからの閲覧が主流でしたが、タブレット端末やスマートフォンの普及により情報収集の在り方が変化しています。時代にあった広報媒体の活用や新たなホームページの構築など、これからの広報のあり方を検討する時期にきています。

【活動推進の取り組み】

<table>
<tr><th>実施計画</th><th>実施項目</th><th>実施内容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">①広報啓発の強化</td><td>ア）広報誌の充実</td><td>社会動向や読者の意見等を踏まえた内容の情報誌を定期的に発行します。
また、今後の広報誌の在り方について、検討を行います。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">イ）ホームページやSNS（ソーシャルネットワークサービス）を活用した情報提供の充実</td><td>本会の活動や取り組み、最新の福祉情報等を広く県民や福祉従事者に提供できるようホームページやSNSを活用して発信します。
また、時代に合った広報媒体やホームページのリニューアルについて、検討します。</td></tr>
<tr><td>【数値目標】　H27年度（現状）　H30年度（中間年度）　H32年度（最終年度）
ホームページの年間アクセス件数　108,941　115,000　120,750</td></tr>
<tr><td>ウ）マスメディア等の活用</td><td>広報誌やホームページのほかにも、広く県民に情報を提供するため、マスメディアに積極的に情報を提供します。</td></tr>
<tr><td>②表彰事業の実施</td><td>ア）各種表彰の実施</td><td>県社会福祉大会や県ボランティアフェスティバルにおいて、福島県社会福祉大会会長表彰、瓜生岩子賞表彰及び福島県社会福祉協議会会長表彰（ボランティア表彰）を実施します。</td></tr>
</table>

○注釈

※SNS（ソーシャルネットワークサービス）

人と人とのつながりを支援するコミュニティ型のインターネット上のサービスで、共通の趣味を持つ人達とメッセージをやり取りしながら交友を広げることができる。代表的なサービスに「Facebook」がある。

基本目標３　福祉に対する県民の理解と参加の促進

推進項目５　ボランティア・住民参加活動

(1)　ボランティア・市民活動の振興

【現状と課題】

ボランティア・市民活動の基盤を強化するため、情報共有や連携強化に関する研修会などを通して、関係機関・団体と日頃から顔の見える関係づくりを進めていますが、地域の福祉課題解決に向けて、ＮＰＯを始め様々な組織・団体と市町村社協の連携をさらに推進していくことが求められています。

特に、各企業の強みを活かした社会貢献活動については、平成25年度に実施した「福島県内企業の社会貢献活動実態調査」で回答のあった企業の５割以上が社会貢献活動に取り組んでいる結果を活かして活動事例の広報等を行い、社会貢献活動に取り組む企業が増加するよう支援していく必要があります。

地域福祉を支える担い手の育成を行うため、災害ボランティアセンターの設置・運営研修、社会福祉施設のボランティア受入れ担当者研修等、様々な研修を実施し、ボランティアを育成する立場にある職員の資質向上を図っています。地域で活動するボランティア数の減少・高齢化が課題となっている一方、日常生活圏域（町内会等）における生活支援の担い手としてボランティアへの期待が大きくなっています。そのため、今後は若い世代のボランティア活動への参加促進方法や生活支援ボランティアの育成プログラムについて検討し、市町村社協や社会福祉施設・ＮＰＯ・企業等と連携しながら、地域福祉を支える担い手の育成を強化していく必要があります。

東日本大震災時に多くの市町村社協において災害ボランティアセンターの設置・運営を行いましたが、市町村社協で必ずしも設置・運営要綱が策定されていたわけではなく、また本会では積極的に策定支援を行えていない状況にあります。近年は、市町村社協・ＮＰＯ・青年会議所・地域のボランティア団体の協働による災害ボランティアセンター運営の成果が上がっていることを踏まえ、今後は市町村社協における災害ボランティアセンターの設置運営要綱や指針の策定・見直しの支援を強化するとともに、迅速かつスムーズに災害ボランティアセンターが設置運営されるよう、各市町村での災害ボランティアセンター設置運営訓練や研修会の実施を支援し、各地域の関係者の顔が見える関係づくりを進めていくことが必要です。

さらに、平成27年度に開催した全国ボランティアフェスティバルふくしまの全体会や分科会、ボランティア同士の交流等で学んだことをもとに、ボランティア活動者のすそ野を広げるとともに復興及び地域課題へ取り組むボランティア活動をさらに活性化させていくことが重要です。

【活動推進の取り組み】

実施計画	実施項目	実施内容
①ボランティア・市民活動の基盤強化	ア）支援組織等の基盤強化	多様化・複雑化する地域福祉課題の解決に対応できるよう、市町村社協とＮＰＯ・中間支援組織の間での課題の共有及び解決に向けた基盤づくりを推進します。
	イ）企業等の社会貢献活動への支援	県内企業等の社会貢献活動について定期的に現状を把握し活動内容を広報するとともに、研修等を行い企業の社会貢献活動を推進します。
②地域福祉を支える担い手の育成	ア）市町村社協および市民活動団体職員等の資質向上	ボランティアの育成に関わる市町村社協、社会福祉施設、市民活動団体等に対する研修内容を充実し、様々な世代がボランティア活動を行えるよう活動の場づくりを行い、ボランティア活動のすそ野を広げます。
	イ）インフォーマルサービスの担い手の育成支援	日常生活圏域（町内会等）でのつながりや支え合いを重視した生活支援ボランティア育成プログラムや事例集等を作成し、インフォーマルサービスの担い手の育成を支援します。
③災害に備えた支援の強化	ア）要綱や指針などの策定・見直し支援	要綱や指針のモデルを作成するなど、全市町村社協において災害ボランティアセンター運営要綱（指針）の策定や見直しが行われるよう支援します。
	イ）災害ボランティアセンターに必要な訓練・研修会等の実施支援	災害ボランティアセンターの運営を地域の様々機関・団体が協働して運営することは有効であるため、市町村社協・ボランティア・青年会議所・ＮＰＯ・社会福祉施設等を対象に研修会や訓練を行うとともに、全市町村社協において研修や訓練が実施されるよう支援します。

基本目標３　福祉に対する県民の理解と参加の促進

推進項目５　ボランティア・住民参加活動

(2)　高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進

【現状と課題】

「長寿社会に向けての普及啓発活動の推進」については、シニア世代の生きがいと健康づくりを応援する広報誌「いきいき長寿だより」の発行や、積極的な社会参加活動により年齢を感じさせない生き方をしている高齢者・団体を「いきいき長寿県民賞」として顕彰し活動内容を紹介するとともに、生涯学習活動促進の一助とする図書の発刊と頒布、さらに、これからセカンドライフを迎える方々の意識啓発を図る「元気高齢者発信事業」等を実施してきました。

また、「高齢者の社会参加を促進するための環境整備」については、高齢者の文化活動としてのふれあいと生きがいづくりを支援する「シルバー美術展」の開催、高齢者の社会参加活動を支援するネットワークづくり団体「高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会（愛称：サザンクロスクラブ）」の活動に対する助成等の支援を実施してきました。

さらに、趣味などを通して地域活動に参加を希望する高齢者に対し、県内各地域で様々な活動を実践しているシニア団体の活動情報を提供し、地域貢献活動に参加するきっかけを提供するとともにシニア団体の更なる活性化を支援することを目的に、平成27年度の新規事業として「シニア団体活動支援事業」を立ち上げました。

今後、高齢化社会の進展に伴い、活力ある高齢者も増えてくるなど、高齢者による文化、スポーツ、生涯学習、地域貢献活動等の社会参加活動がますます活発化、多様化し、その重要性が増してくることが見込まれます。一方、既存のシニア団体において広報手段の不足等から参加者の固定化・減少化がみられるなど、社会活動参加への意欲はあっても、そのきっかけがつかめない高齢者も多い状況にあると推測されます。このため、これまで以上に、高齢者の生きがいや健康づくりに活かすための社会参加を支援する取組みが求められることから、これまでの取組みを強化するとともに、地域で活躍する高齢者・団体等の活動状況等の情報を広く県民に紹介する普及啓発活動の推進など、元気な高齢者が地域活動に積極的に参加するための環境整備について、より一層推進していく必要があります。

「高齢者総合相談事業の実施」としては、高齢者及びその家族の抱える悩みごと全般に応じる「高齢者総合相談センター」、認知症の本人や家族の方等からの相談に応じる「認知症コールセンター」を開設し運営していますが、複雑な問題を抱える相談者の増加に伴い１人当たりの相談時間が増加する傾向にあるなど、専門性の高い相談や難しい相談への対応が課題となっております。また、東日本大震災以降、各種相談機関の新増設や地域包括支援センターの普及等により、これら関係機関と情報を共有するなど、連携した対応が求められております。

このため、専門相談会や巡回相談会に関する広報・周知活動を充実させるとともに各種研修会等への参加による相談員の資質向上や相談マニュアルの充実を図るなど相談体制等の強化を図るほか、関係機関との情報の共有化や連携した取組みが必要となります。

【活動推進の取り組み】

実施計画	実施項目	実施内容
①長寿社会に向けての普及啓発活動の推進	ア）広報誌の発行	広報誌「いきいき長寿だより」を発行し、長寿社会の推進に向けた的確な情報の発信に努めます。
	イ）いきいき長寿県民賞の顕彰	年齢を感じさせない生き方をしている高齢者や積極的な社会参加活動を行っている団体を広く募集し表彰するとともに、事例紹介等を通して「長寿社会のあるべき姿」について県民一人ひとりへ情報発信します。
	ウ）自主事業の展開	各種助成金等の活用によりシニア団体の活動促進や自立に向けた支援を行います。
②高齢者の生きがいづくりと社会参加を推進するための環境整備	ア）シルバー美術展の開催	高齢者の文化活動として、日本画、洋画、書、写真、彫刻・工芸等の作品を広く募集し、健康で生きがいを持ち心豊かに暮らせる高齢者の増加を目指します。
	イ）シニア団体等の主体的な活動を支援する環境の整備	地域でいきいきと活動する高齢者・団体等を掘り起しデータベース化するとともに、その活動内容を広く県民に情報発信するなどし、社会参加へ意欲のある高齢者が地域活動に積極的に参加できる体制を整備します。 【数値目標】　H27年度（現状）　H30年度（中間年度）　H32年度（最終年度） シニア団体の登録数　135件　230件　300件
③高齢者総合相談事業の実施	ア）高齢者総合相談センターの運営	高齢化社会における様々な問題に対応できるよう専門相談・巡回相談会等の体制強化や相談員の育成のほか、関係機関等との連携を図り高齢者の利用促進に努めます。
	イ）認知症コールセンターの運営	増加傾向にある認知症への様々な相談に対応できるよう県民に対する周知・広報を始め、相談員の資質向上を図るほか関係機関等との連携による相談体制の充実に努めます。

基本目標 4　福祉サービスの質の向上に向けた支援

推進項目 6　福祉人材の確保・育成・定着へむけた支援

【現状と課題】

福祉の職場では慢性的な人材不足が続いており、特に介護人材の不足は深刻な社会問題となっています。また、本県では東日本大震災後、浜通り地区を中心に介護人材の不足が顕著となっており、さらには避難解除に伴う地域の社会福祉施設の事業再開にも大きな影響を及ぼしています。

厚生労働省のまとめでは、団塊の世代が後期高齢者に達する2025年には37.7万人の介護人材の不足が見込まれており、本県でも約 6 千人が不足すると想定されています。さらに、高齢者福祉だけではなく、国の「待機児童解消加速化プラン」においては、保育士の確保も重要な政策課題にあげられています。

このような状況の中、より一層、多様な人材層に対して福祉の職場への理解を促進し、就職者を増やしていくことが必要であり、福祉人材センター（以下、人材センター）並びに保育士・保育所支援センターには、これまで以上の機能強化が求められています。

特に、介護福祉士・保育士等の潜在有資格者対策は重要で、平成29年 4 月から新たに離職介護福祉士の届出制度が創設され、潜在介護福祉士の再就業を促進することが人材センターに期待されています。

介護福祉士国家資格取得については、平成28年度から「介護職員実務者研修」の修了が受験要件となります。今後、介護福祉士を安定的に確保するためには、「介護職員実務者研修」を受講しやすい環境を整える必要があります

こうした中、福祉の職場に対する一面的なマイナスイメージを払拭するため、仕事のやりがいや魅力、社会的意義を幅広い年齢層へ理解促進することを目的に、広報誌やSNSを活用した情報発信、施設見学や職場体験の機会を積極的に提供し、福祉の職場のイメージアップを図ることが緊急の課題となっています。

さらには、若者、女性、中高年など多様な人材層やライフサイクルに応じたきめ細やかな就労支援、施設・事業所に対する求職者のニーズ、人事マネジメントに関する事例等の情報提供が必要とされています。

また、福祉人材の確保同様、人材の育成や職場への定着促進も重要な課題となっています。このためキャリアパス制度を含む総合的な人事管理の構築に向け、施設・事業所が自らの課題に取り組めるよう人材センターと専門家が連携し支援の仕組みが求められています。

【活動推進の取り組み】

実施計画	実施項目	実施内容
①福祉人材センターの機能強化	ア）無料職業紹介所機能の充実	福祉人材の安定的な確保を図るため、福祉業界への多様な人材の参入を促すとともに、平成29年度から予定されている離職した介護人材の届出制度を活用した再就業の促進を図ります。 【数値目標】　H27年度（現状）　H30年度（中間年度）　H32年度（最終年度） 求職登録者の就職率について　25%　28%　30%
	イ）ハローワーク・市町村社協等との連携強化	求職者の利便性を図るため、各地区のハローワークと連携したセミナー・相談会の実施や、県内6市社協に人材センター機能の一部を委託し求職相談・登録等を行います。
	ウ）潜在保育士・保育所への支援強化	「保育士・保育所支援センター」の広報を幅広く行い、潜在保育士の掘り起こしに努めるとともに、再就職に関する相談・就職あっせんを行います。 一方、保育士の確保・定着等の課題を把握するため、保育所訪問等を行うなどして関係機関との連携を密にしていきます。 【数値目標】　H27年度（現状）　H30年度（中間年度）　H32年度（最終年度） 保育ｾﾝﾀｰ登録者の就職率について　20%　22%　24%
	エ）調査研究事業の実施	各法人、施設等に対し、職員の採用や定着に役立てていただくため「福祉施設・事業所職員就労意識調査」や「求職登録者・養成校の学生意向調査」等を行い実態把握に努めます。

実施計画	実施項目	実施内容
②福祉の職場のイメージアップ	ア）学生・求職者等への正確な情報の提供	小・中・高校生・保護者及び学校教諭を対象に福祉・介護の仕事のイメージを正しく理解してもらうよう広報活動を行います。 また、中高年齢者を含め幅広い層を対象に職場見学や体験の機会を提供していきます。
	イ）各種広報活動による情報提供の強化	福祉の仕事のやりがいや魅力をわかりやすく伝えるため、中学生から一般まで年齢層に合わせた冊子やＤＶＤを作成します。 また、福祉・介護の仕事に対するイメージアップを図るため、福祉・介護の仕事が果たす社会的意義や現場で働く職員の声を本会広報誌、マスメディアやＳＮＳを活用し積極的に伝えていきます。
	ウ）介護に対する理解の促進	福島県男女共生センターとの協働のもと、併設の「福祉機器展示室」を活用しながら、各テーマ別の介護講座を開催し、在宅介護の基礎知識と技術の普及を図るとともに、身近な課題であることの意識啓発に努めます。
③福祉人材の確保	ア）マッチング機能の強化	キャリア支援専門員による若者、女性、中高年など多様な人材層、ライフサイクルに応じたマッチングを行うため、求職者のニーズに応じた継続的な情報提供や、施設見学・職場体験の機会の設定、入職後のフォローアップなど、求職者の特性に応じたきめ細やかな個別支援の充実を図ります。
	イ）合同就職説明会の実施	福祉の仕事に関心のある幅広い年齢層が「福祉の仕事を知る」機会として気軽に参加できるような仕組みを取り入れ、現場で働く職員が仕事の魅力を発信しながら求職者と交流できる場を設けるなど、新たな視点を取り入れた就職説明会を実施します。

実施計画	実施項目	実施内容
④福祉人材の育成	ア）施設・事業所が主体的に取り組む活動への支援	各施設・事業所自らが人材育成に積極的に取り組めるよう、キャリアパス制度の導入や職場研修の取り組み方法等に関する、研修・セミナーを開催します。
	イ）資格取得に向けた支援	介護福祉士の資格取得の取り組みを促進するため、働きながら効率的に受験対策ができる環境整備に配慮した「介護職員実務者研修通信課程」を全社協と協働で実施します。 また、引き続き介護支援専門員等の養成に関する事業及び介護福祉士等修学資金・保育士修学資金の貸付を実施していきます。
⑤職員の定着	ア）専門家と連携した職場改善支援の実施	福祉・介護の職場における人材確保、定着促進の重要性をふまえ、専門家と連携し、総合的な人事管理、キャリア形成の支援を目的に、職場の課題に応じた研修会等を実施します。
	イ）施設・事業所個別訪問の実施	引き続き各施設・事業所の求人登録を促進するとともに、施設訪問を通じて求人条件の改善や求職者のニーズ、人事マネジメントに関する事例等の情報提供を行います。

基本目標 4　福祉サービスの質の向上に向けた支援

推進項目 7　社会福祉従事者の資質向上

【現状と課題】

社会福祉従事者の資質向上については、福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程や施設種別や職種別等の研修体系を構築し、社会福祉施設に対し継続的にＯＦＦ－ＪＴの機会を作ってきました。研修体系については大幅な見直しはしていないものの、制度改正や社会福祉施設の要望等を踏まえて毎年研修コースや回数などを見直しながら実施し、研修のテーマについても、アンケート結果等を基にしながら企画実施するよう努めています。

研修のプログラムについては、福祉を取り巻く状況を踏まえ、引き続き講師陣や各種別部会・協議会等と十分協議した上で企画していくことが求められます。

特に、研修体系の軸として実施している福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程については、事業種別・職種を横断した福祉職員全般を対象に、階層（初任者、中堅職員、チームリーダー、管理職員）ごとに研修内容を統一し複数コースで実施していますが、質の高い研修を維持するためにも、講師全体のスキルアップを図る研修を定期的に行う必要があります。

その一方で、社会福祉従事者の資質向上は個々の施設・事業所での職場研修による育成が必要不可欠であるため、その支援については、施設・事業所の職場研修担当者を対象とした研修会の実施のほか、希望があった施設・事業所に対して職場内研修出前研修を実施してきました。

福祉人材が不足している中で、各法人や事業所が自ら育成・定着の取り組みを進めることがより重要視されていることから、引き続きキャリアパスに対応した職場研修を充実させることが必要です。

【活動推進の取り組み】

実施計画	実施項目	実施内容
①福祉人材の資質向上への支援	ア）福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程の実施	福祉の職場における階層（初任者、中堅職員、チームリーダー、管理職員）ごとの福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程を実施し、キャリアパスに応じた資質向上を段階的、体系的に構築します。 また、同研修の県内講師の養成・確保に取り組み、併せて講師のスキルアップ研修を定期的に実施します。
	イ）種別や職種等研修ニーズに応じた研修の実施	制度改正の動向も踏まえ、各種別部会・協議会の役員等とも協議したうえで、福祉職員の専門性を高める研修を実施するとともに、メンタルヘルス研修など時代の要請に応じた研修も企画していきます。
②職場内研修の推進	ア）職場研修の支援	職場研修担当職員研修やキャリアパス制度関連の研修等を実施し、各法人や事業所が自ら整備するキャリアパスに対応した職場研修を支援します。

基本目標 4　福祉サービスの質の向上に向けた支援

推進項目 8　社会福祉従事者の福利厚生の推進

【現状と課題】

「社会福祉従事者施設団体職員共済事業」については、加入者の増加に伴い増大する資産運用を信託銀行へ委託し、安全かつ安定的な運用に努めています。運用状況については、運用先の信託銀行から書面による報告を毎月受理するとともに、四半期に一度、信託銀行から直接報告を受けて適正に運用されているか確認を行っています。また、共済契約者に対しては毎月書面にて報告するなど、運用基本指針に沿った取り組みを行ってきました。

資産運用の目標利率３％については、平成21年度の外部委託運用開始時から、ほぼ毎年目標を上回っており、平成23年度末には61.8％であった債務積立水準（年度末に一斉退職した際に必要な金額の積立水準）は、平成26年度末には69％となりました。債務積立水準が健全とされる80％になることを目指し、今後も、５年に一度財政検証を実施し、制度運営及び資産運用が適正であるかの検証を行う必要があります。

「社会福祉施設職員等退職手当共済事業」については、独立行政法人福祉医療機構が実施する共済制度に関して、福祉医療機構と業務委託契約を締結し、書類の受理及び送付等の業務を行っています。今後も、給付までの期間を短縮させるなど福祉医療機構と連携しながら事務の効率化を図る必要があります。

「福利厚生センター事業」については、全国域で事業展開する社会福祉法人福利厚生センターの都道府県事務局事業を受託し、県内会員向けの交流事業を企画・実施してきました。より魅力的で参加しやすい企画づくりのため、県内会員施設の代表者で構成される企画・情報会議や会員施設・事業所に対するアンケートにおける意見・提案を反映し、家族同伴者の参加枠拡大、チケット斡旋や日帰り交流事業の増加などを実現させてきました。

福祉人材の確保・定着の観点からも、福祉の職場における福利厚生を充実させることが必要であることから、福利厚生センターの未加入法人に対する個別訪問活動を実施するなど、加入を促進していく必要があります。

【活動推進の取り組み】

実施計画	実施項目	実施内容
①社会福祉事業施設団体職員共済事業の運営	ア）健全な資産運用	5年に一度（平成29年度）財政検証を行い、制度運用及び資産運用が適正であるかを検証します。 また、「運用基本方針」を遵守し、四半期に1度信託銀行から報告を受け、運用状況について確認すると共に、契約者に対しても定期的に運用状況を報告します。
		【数値目標】　H27年度（現状）　H30年度（中間年度）　H32年度（最終年度） 債務積立率　69.2%　72.2%　75.3% ※債務積立率＝資産残高÷期末要支給額
	イ）社会福祉事業施設団体職員共済事業の適正な運営	新任担当者に対しての研修を実施し、契約者において事務が適正に行えるように支援します。 また、5年に一度の財政検証の結果、改善の必要があれば制度改正等を行います。
②社会福祉施設職員等退職手当共済事業の事務受託	ア）受託事務の実施	受理した書類等に誤りなどがないかを確認し、速やかに福祉医療機構へ送付します。 また、福祉医療機構との連携を図り、事務の効率化に努めます。
③福利厚生センター事業の充実備	ア）参加・利用しやすい事業の企画運営	企画・情報会議の開催やアンケート実施等により、加入者の意見を反映したより魅力的な福利厚生サービスを提供します。また、福利厚生センターに対し、サービスの充実、改善等を働きかけます。
	イ）福利厚生センター未加入法人への加入促進	福祉人材の確保・定着に資するため、福利厚生センター事業を広く周知するとともに、未加入法人の加入促進に努めます。
		【数値目標】　H27年度（現状）　H30年度（中間年度）　H32年度（最終年度） 加入者数　5,390　5,600　5,800

基本目標 5　福祉力向上に向けての協働・支援

推進項目 9　市町村社会福祉協議会との協働・支援

【現状と課題】

本県の市町村地域福祉活動計画の策定数は平成26年度末現在で12市町村社協（20%、全国平均約60%）であり、行政が策定する市町村地域福祉計画の策定数は平成26年度末現在で24市町村（41%、全国平均約70%）と両者とも全国平均以下であるため、県担当部署と連携し、市町村地域福祉計画の策定と連動させながら市町村地域福祉活動計画の策定を計画的に推進する必要があります。

市町村社協の課題解決や活動の充実を図るため、市町村社協連絡協議会と協働しながら年度ごとに活動方針を定め、県への予算・制度施策要望活動や専門委員会の設置、職員の研修体系の検討等を行ってきました。今後も年度ごとに定める活動方針を基に、市町村社協連絡協議会の主体的な組織活動が展開されるよう支援し、市町村社協の活動の充実に繋げていく必要があります。

市町村社協職員の研修については、東日本大震災以降増加する社協職員に対応するとともに、職員の質をより向上させる必要があることから、平成27年度からはキャリアパス対応生涯研修課程のカリキュラムをベースにした階層別研修を実施することにしました。今後も引き続き階層別研修を実施していくとともに、新たな制度、福祉課題に対応した研修について企画実施し、市町村社協と協働しながら役職員の人材育成を行っていくことが重要です。

東日本大震災直後は、被災および避難した市町村社協では運営が混乱し、一時休止状態に追い込まれる社協が生じました。また、多くの避難者を受け入れた市町村社協は避難者支援を中心とした業務に追われるなど、これまで前例のない事態への対応に苦慮しました。

これに対し、本会では全社協とも連携し避難社協支援会議を開催するとともに聴き取り調査を行い現状と課題の把握に努め、行政と連携して会務運営や決算業務等に関する助言・指導を行いました。さらに、本会の経営相談支援事業による公認会計士、社会保険労務士による助言・指導により、継続して経営支援に取り組みました。

震災から 5 年が経過し、市町村社協を取り巻く状況は変化しています。震災以降の復興支援、生活困窮者自立支援制度、地域包括ケアを進める地域支援事業並びに社会福祉法改正の動きなど、新しい制度・課題への対応が求められているため、今後は計画的に市町村社協を訪問し、課題解決に向けた相談支援を行っていくことが必要です。

【活動推進の取り組み】

<table>
<tr><th>実施計画</th><th>実施項目</th><th>実施内容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">①市町村社協への支援</td><td>ア）市町村社協の経営支援</td><td>新しい制度や避難社協等が抱える運営上の課題等に対応するため、経営相談支援事業と連携し、公認会計士・社会保険労務士による助言・指導を受けられる環境をつくり、経営支援を行います。
5年間で全市町村社協を計画的に訪問し、経営課題の解決を支援します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">イ）地域福祉活動計画の策定支援</td><td>策定の手順等を提示し、市町村社協役職員を対象とした策定研修を行うとともに、市町村社協へ訪問し実態に合わせた策定支援を行います。
また、市町村社協と協議の上、策定年度の目標を定めるなど、計画的かつ効果的な支援策を検討し、5年間で全市町村社協において策定・改定が行われるよう支援します。</td></tr>
<tr><td>【数値目標】
地域福祉活動計画策定市町村社協数
H27年度（現状）：12市町村
H30年度（中間年度）：36市町村
H32年度（最終年度）：59市町村</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②市町村社協との協働</td><td>ア）市町村社協連絡協議会活動の充実</td><td>市町村社協を取り巻く環境や制度・課題へ対応するため、毎年度活動方針を定め市町村社協が主体的に課題解決できるよう市町村社協連絡協議会活動の充実を図ります。</td></tr>
<tr><td>イ）市町村社協における人材育成</td><td>職員対象の階層別研修を継続し内容を充実させるとともに、新たな制度や福祉課題に対応した役職員研修を実施します。</td></tr>
</table>

基本目標５　福祉力向上に向けての協働・支援

推進項目10　社会福祉施設等との協働・支援

【現状と課題】

社会福祉を取り巻く状況は、平成25年度に施行された障害者総合支援法が施行３年後の見直しに向けて検討が進められており、平成27年度には介護保険法による介護報酬や障がい者に関する福祉サービスの報酬の改定が相次いで行われました。また、平成30年には診療報酬の見直しに合わせて介護報酬の改定が行われることになっており、社会福祉施設の経営や運営は今後大きな変化が見込まれます。

さらに、中学校区を範囲とした地域包括ケアが本格的に実施されることになり、その中核を担う地域包括支援センターの役割がますます重要となります。また、社会福祉法の改正が見込まれることから、社会福祉施設を運営する社会福祉法人には社会貢献・地域貢献を視野に入れた活動が求められます。

本会ではこれらの活動を支援するため、社会福祉施設の種別ごとに６つの部会・協議会（社会福祉法人経営者協議会、老人福祉施設協議会、地域包括・在宅介護支援センター協議会、障がい児者福祉施設協議会、児童福祉施設部会、母子生活支援施設部会）を組織し、施設運営支援や職員研修などの活動を展開しています。

東日本大震災以降は、児童福祉施設部会において緊急時の対応マニュアルや災害時の総合応援協定書を締結しました。老人福祉施設協議会においては県内の会員施設による緊急時の施設相互応援協定書を締結し、避難訓練等を実施しています。また、老人福祉施設協議会や障がい児者福祉施設協議会では東日本大震災による被災の現状を踏まえ、県や国の施策や予算に対する要望活動にも取り組んでいます。

今後、災害等の緊急時に備えた施設運営への取組みや、被災地の福祉人材確保等への対応、福祉サービスが必要とされる方々への支援の充実に向けた取り組みが求められます。

また、社会福祉法人経営者協議会では、次代の社会福祉法人の経営や運営を担うべく人材育成の視点から、平成26年６月に内部組織として「青年部会」を設立しました。青年部会は全国で組織化されており、発足時からの他県の青年部会会員とともに被災地への社会貢献活動を実施し、平成27年度からは社会福祉法人を取り巻く情勢を踏まえた研修実施を担うなどの活動を展開しています。今後は会員加入を促進するため、各社会福祉法人の青年部会活動に対する理解を深めるとともに、社会福祉法人に求められる社会貢献活動への取り組みが期待されています。

さらに、これらの活動に伴って事務局の事務量が増大していることから、その業務を担う本会の事務局体制のあり方を検討していく必要があります。

【活動推進の取り組み】

実施計画	実施項目	実施内容
①社会福祉施設等との連携	ア）部会・協議会活動の推進	各種別施設を取り巻く課題を整理しながら、調査やその結果を踏まえた活動を展開し、各部会・協議会活動への支援を通して施設運営及び利用者の福祉の向上を図ります。 また、被災地の社会福祉施設運営に係る課題について部会・協議会とともに取り組むとともに、災害発生時に備えた施設種別ごとの連携体制づくりや災害応援協定の実効性を高めるため、地区ごとの避難訓練等の取り組みを継続します。
	イ）社会福祉法人経営者協議会との連携	社会福祉法人の情報公開及び社会貢献活動への取組みをより一層推進するため、各種別施設の代表者を含めて検討・実施していきます。 また、広く社会福祉法人による取り組みを広報するなどし、社会貢献活動への取り組みを推進していきます。

基本目標５　福祉力向上に向けての協働・支援

推進項目11　民生委員・児童委員、主任児童委員との協働・支援

【現状と課題】

本会では、福島県民生児童委員協議会（以下「県民児協」という）と協働しながら、民生委員・児童委員、主任児童委員（以下「民生委員等」という）による見守り・相談活動を推進しています。

活動の充実のためには研修が重要であり、毎年、相談援助研修、会長研修、中堅研修、新任研修を開催していますが、特に相談援助研修は参加者が年々増加傾向にあります。各研修は毎年テーマをその都度設定しながら行っているため、今後は中・長期的な視点に立った研修体系をつくる必要があります。

東日本大震災以降は、避難民児協支援会議を通じた情報交換・課題把握、メンタルヘルス研修などにより民生委員等の活動支援を行っています。また、主任児童委員活動研究委員会と協働して主任児童委員活動実践事例集を発行し、主任児童委員の活動支援を行いました。

現在、仮設住宅から復興・災害公営住宅への住み替えや自宅再建または帰還して生活するなど住民の異動が多いことから、要援護者の把握がより一層重要となっているため、今後も引き続き民生委員等と市町村行政、市町村社協並びに関係機関・団体との連携や協働を促進し、見守り・相談活動を充実することが求められます。

また、全国的に民生委員等のなり手不足と１期（３年間）で退任する委員が非常に多くなっているという課題があることから、市町村民児協や行政と協力して対応策を検討していく必要があります。

平成28年度に民生委員制度創設100周年を迎えることから、県内の民生委員等の活動をさらに発展させていくために、県民児協では「第２期重点活動方策（平成26 ～ 28年度）」に取り組んでおり、年度ごとに単位民児協における取り組み状況を集約し、各単位民児協へフィードバックしています。今後は、これまでの取り組みを踏まえ、さらに全民児連が実施する民生委員制度創設100周年事業（全国モニター調査、広報、100年通史作成等）及び平成28年度に実施する県民児協創設50周年記念事業（50年のあゆみ発行、記念表彰）に共に取り組み、民生委員等活動を活性化していきます。

民生委員等の活動を充実させるためには、県民児協の運営や事業を充実させることが重要であることから、事務局体制の見直しも含め、県民児協の運営体制の強化に向けた検討が必要です。

【活動推進の取り組み】

実施計画	実施項目	実施内容
①民生委員・児童委員、主任児童委員との協働・支援	ア）研修体系の検討と研修内容の充実	被災者・避難者を含む要援護者の見守り・相談活動の充実が求められていることから、県民児協活動企画部会及び主任児童委員活動研究委員会において、民生委員等の研修体系と研修内容を検討し、年度ごとの研修の充実を図ります。
	イ）県民児協事業との協働・支援	県民児協第２期重点活動方策（平成26～28年度）の取組み結果を集約し、各単位民児協へ資料として提供し民生委員等活動の充実を支援します。また、県民児協と協働して重点事業を推進します。 平成28年度の民生委員制度創設100周年記念事業及び県民児協創設50周年記念事業の実施支援を通じ、民生委員等の活動を活性化します。 民生委員等のなり手不足など、活動上の課題への対応策を県民児協及び関係機関と共に検討していきます。
	ウ）県民児協の運営支援	県民児協役員会や活動企画部会、組織財政部会において、県民児協の運営や事務局体制強化に向けた検討を行います。

＜東日本大震災及び原子力発電所事故からの復興に向けた支援活動＞

(1)　避難者の自立に向けた支援活動

【現状と課題】

市町村社協の協力を得て、本会が実施主体となり県補助金交付を受けて生活支援相談員配置事業を平成23年８月から開始し、避難者の生活支援活動に取り組んでいます。平成24年３月には30市町村社協に171名、平成26年３月には29市町村社協に202名の生活支援相談員を配置し、さらに平成27年度は267名（９月１日現在）に増員し、避難者の見守りや相談、住民同士の交流を図るふれあいサロン事業の開催支援等にあたっています。

平成26年度の生活支援相談員の活動実績は、訪問活動により把握した要援護世帯に対する延べ訪問世帯件数は62,370件であり、様子伺い（452,346件）、訪問したが留守（256,394件）を合計すると771,110件となりました。平成25年度の実績と比較すると相談対応件数が減少しているものの、相談対応以外の様子伺いなどの件数の増加や他機関等との調整に時間を要するなど、訪問・相談内容の複雑化が見られます。これは、避難生活の長期化や仮設住宅からの住み替え等によるものであり、今後、訪問活動方針の見直し、関係機関との連携及び相談活動技術の一層の高度化が求められています。

今後、仮設住宅から復興・災害公営住宅等への住み替えや避難解除準備区域等における解除後の引っ越し支援、帰還した後の生活再建・自立生活を支援する活動が求められるため、新たに策定する「避難者の自立支援に向けた中期ビジョン」の進行管理を適切に行い、避難者支援に十分対応できるよう市町村社協を支援していく必要があります。

また、被災者・避難者の帰還後や新たに居住する地域でのコミュニティ再生支援がもとめられるため、関係市町村社協が円滑に活動できるよう支援していく必要があります。

※再掲　推進項目２　　(2)　低所得世帯への経済的支援

平成23年３月の東日本大震災と原子力発電所事故の発生を受けて、被災世帯に対して当座の生活費を貸付ける特例措置として、生活福祉資金緊急小口資金（特例貸付）の貸付けを実施しました。本県においては、平成23年３月28日から５月13日までの期間に25,016件、35億4,367万円の貸付けを行い、この特例貸付に係る償還期限はすでに経過していますが、約４割を超える世帯が未だ滞納しており、今後も継続して滞納世帯状況の把握と償還に向けた指導等を行っていく必要があります。

また、東日本大震災により被災した低所得世帯に対し、生活福祉資金（福祉資金福祉費）の特例として生活復興支援資金の貸付を行っていますが、他の被災世帯の支援制度とあわせて、経済的支援が必要な場合には有効に活用できるよう今後も周知していく必要があります。

【活動推進の取り組み】

実施計画	実施項目	実施内容
①被災者・避難者の生活支援	ア）生活支援相談員の階層・テーマ別研修の実施	避難者の自立に向けた生活支援活動を円滑に行うため、生活支援相談員に対し階層別研修やテーマ別研修を実施します。
	イ）避難元・避難先社協間及び関係機関・団体との連携	効果的・効率的な活動を実施するため、避難元・避難先社協間及び関係機関・団体との会議を開催します。
	ウ）「避難者自立支援中期ビジョン」の進行管理	「避難者の自立支援に向けた中期ビジョン」の進行管理を適切に行い、生活支援相談員の活動の充実に努めます。
②被災者・避難者のコミュニティ再生支援	ア）避難社協が行う帰還後のコミュニティ再生に向けた支援	避難解除された地域の市町村社協が帰還後に取り組むコミュニティ再生に向けた取り組みが円滑に進むよう、当該社協との連携を密にしながら支援に努めます。
	イ）避難先における避難者を含めたコミュニティづくり支援	避難者が新たに居住する地域のコミュニティに不安なく円滑にとけ込めるよう、避難先・避難元社協及び関係機関・団体と協働しながら支援に努めます。
※再掲　推進項目 2　　(2)　低所得世帯への経済的支援		
③生活福祉資金貸付事業の実施	ア）適正な債権管理	東日本大震災時に貸付けた緊急小口資金（特例貸付）の滞納世帯に対しては、対象世帯訪問等による世帯状況の把握に努め、生活実態に応じた償還指導等を継続して実施します。

＜東日本大震災及び原子力発電所事故からの復興に向けた支援活動＞

(2) 生活復興ボランティア活動への支援

【現状と課題】

本会では、東日本大震災発災後に市町村社協災害ボランティアセンターの立ち上げ及び運営支援を行い、最多設置時の平成23年12月には、59市町村中35市町村に39のボランティアセンターが設置されましたが、現在ではボランティアを募集している市町村社協は10市町となっております。

また、本会に発災当日から緊急救援のため設置していた災害ボランティアセンターは、その機能を見直し、平成23年10月１日から生活復興ボランティアセンターとし、被災者・避難者の生活復興に向けた支援を市町村社協や生活支援相談員、関係機関・団体と協働し行っています。

市町村社協においては、支援対象が避難所から仮設住宅、復興・災害公営住宅、帰還地域等へ推移するに伴い、災害ボランティアセンターを閉所し通常の市町村社協活動として支援をするところや、復興を目的にボランティアセンターの名称を改称して支援するところ、災害復旧を目的としたボランティアセンターとして継続し支援しているところなど様々な形態となっています。

本会では平成27年度から避難者生活支援・相談センターを設置し生活支援相談員の活動支援を行うこととし、生活復興ボランティアセンターは従来からあるボランティアセンターと一体的に運営することにしました。

今後、仮設住宅から復興・災害公営住宅等への住み替えや避難解除準備区域等における解除後の引っ越し支援や、帰還した後の生活再建・自立生活を支援する復興のためのボランティア活動が求められるため、それらに十分対応できるよう市町村社協を支援していく必要があります。

※再掲　推進項目５　　ボランティア・住民参加活動

東日本大震災時に多くの市町村社協において災害ボランティアセンターの設置・運営を行いましたが、市町村社協で必ずしも設置・運営要綱が策定されていたわけではなく、また本会では積極的に策定支援を行えていない状況にあります。近年は、市町村社協・ＮＰＯ・青年会議所・地域のボランティア団体の協働による災害ボランティアセンター運営の成果が上がっていることを踏まえ、今後は市町村社協における災害ボランティアセンターの設置運営要綱や指針の策定・見直しの支援を強化するとともに、迅速かつスムーズに災害ボランティアセンターが設置運営されるよう、各市町村での災害ボランティアセンター設置運営訓練や研修会の実施を支援し、各地域の関係者の顔が見える関係づくりを進めていくことが必要です。

さらに、平成27年度に開催した全国ボランティアフェスティバルふくしまの全体会や分科会、ボランティア同士の交流等で学んだことをもとに、ボランティア活動者のすそ野を広げるとともに復興及び地域課題へ取り組むボランティア活動をさらに活性化させていくことが重要です。

【活動推進の取り組み】

実施計画	実施項目	実施内容
①市町村社協における生活復興ボランティア活動への支援	ア）生活復興ボランティア活動を行う人材の育成支援	避難者・被災者の生活再建・自立生活を支援する生活復興ボランティアの人材育成を担う市町村社協職員等を対象に、ボランティア育成・活動メニューづくりの考え方や活動支援のあり方等を学ぶ研修を実施します。
	イ）生活復興ボランティア活動に関する情報収集・提供等	生活復興ボランティア活動支援に関しては、これまで経験が少なく新たな取り組みとなることが多いため、県外での取組み事例や県内での先行事例等の情報を収集し、市町村社協へ提供します。
※再掲　推進項目５　　(1)　ボランティア・市民活動の振興		
②災害に備えた支援の強化	ア）要綱や指針などの策定・見直し支援	要綱や指針のモデルを作成するなど、全市町村社協において災害ボランティアセンター運営要綱（指針）の策定や見直しが行われるよう支援します。
	イ）災害ボランティアセンターに必要な訓練・研修会等の実施支援	災害ボランティアセンターの運営を地域の様々機関・団体が協働して運営することは有効であるため、市町村社協・ボランティア・青年会議所・ＮＰＯ・社会福祉施設等を対象に研修会や訓練を行うとともに、全市町村社協において研修や訓練が実施されるよう支援します。

＜東日本大震災及び原子力発電所事故からの復興に向けた支援活動＞

(3) 県外からの福祉・介護人材確保支援

【現状と課題】

東日本大震災により県内の社会福祉施設も甚大な被害を受けましたが、相双地域並びにいわき市（以下、「相双地域等」という）では、原子力発電所事故による影響により避難を余儀なくされた社会福祉施設が数多くありました。震災から５年近くが経過した今も、相双地域等には未だ運営を再開することができない社会福祉施設があるのが現実です。また、避難指示等の解除によって再開できた社会福祉施設では、慢性的な介護人材の不足によって、利用者の受入れを制限せざるを得ない施設もあります。

相双地域等における介護人材の有効求人倍率は依然として高く、他産業と同様に求職者が少ない状況が続いているため、県外に避難された方々の帰還と併せて、県外からの移住を促し相双地域等の社会福祉施設で働く人材を確保する必要も出てきています。

このような中、国においては相双地域等の介護保険施設に就職しようする方に対して無利子で就職準備金等を貸し付け、１年間業務に従事すれば償還が免除される制度を創設し、本会で平成26年度から取り組むこととなりました。

県外在住の方に相双地域等の社会福祉施設に就労してもらうためには、本県の現状を広く発信していくことが大切です。その一方で、移住者の住宅確保は困難な状況が続いており、関係機関との連絡調整を進めているものの有効な解決策は見いだせておりません。

貸付制度の利用促進を図るために、様々な広報活動を展開し、相双地域等が安心して働ける地域であることの理解を得ながら、今後も事業を継続していく必要があります。

【活動推進の取り組み】

実施計画	実施項目	実施内容
①奨学金貸付制度の利用促進	ア）奨学金貸付制度の周知・広報活動の充実	県外から相双地域等へ介護職員として就労する際の就労準備金等の貸付事業を充実するとともに、県外での就職フェアの開催やＪＲ等の公共交通機関へのポスター掲示、若者をターゲットとしたＳＮＳの活用など、広く広報活動を展開します。
	イ）相双地域等の介護保険施設等との連携強化	相双地域等の介護保険施設等と連携協力した県外での就職フェア等の事業を展開するとともに、定期的な施設訪問を行い、県外からの職員採用に対する就職準備金等貸付制度の利用勧奨に努めます。

＜東日本大震災及び原子力発電所事故からの復興に向けた支援活動＞

(4) 関係機関・団体との協働・支援（再掲）

【現状と課題】

推進項目９　市町村社会福祉協議会との協働・支援

東日本大震災直後は、被災および避難した市町村社協では運営が混乱し、一時休止状態に追い込まれる社協が生じました。また、多くの避難者を受け入れた市町村社協は避難者支援を中心とした業務に追われるなど、これまで前例のない事態への対応に苦慮しました。

これに対し、本会では全社協とも連携し避難社協支援会議を開催するとともに聴き取り調査を行い現状と課題の把握に努め、行政と連携して会務運営や決算業務等に関する助言・指導を行いました。さらに、本会の経営相談支援事業による公認会計士、社会保険労務士による助言・指導により、継続して経営支援に取り組みました。

震災から５年が経過し、市町村社協を取り巻く状況は変化しています。震災以降の復興支援、生活困窮者自立支援制度、地域包括ケアを進める地域支援事業並びに社会福祉法改正の動きなど、新しい制度・課題への対応が求められているため、今後は計画的に市町村社協を訪問し、課題解決に向けた相談支援を行っていくことが必要です。

推進項目10　社会福祉施設等との協働・支援

東日本大震災以降は、児童福祉施設部会において緊急時の対応マニュアルや災害時の総合応援協定書を締結しました。老人福祉施設協議会においては県内の会員施設による緊急時の施設相互応援協定書を締結し、避難訓練等を実施しています。また、老人福祉施設協議会や障がい児者福祉施設協議会では東日本大震災による被災の現状を踏まえ、県や国の施策や予算に対する要望活動にも取り組んでいます。

今後、災害等の緊急時に備えた施設運営への取組みや、被災地の福祉人材確保等への対応、福祉サービスが必要とされる方々への支援の充実に向けた取り組みが求められます。

推進項目11　民生委員・児童委員、主任児童委員との協働・支援

東日本大震災以降は、避難民児協支援会議を通じた情報交換・課題把握、メンタルヘルス研修などにより民生委員等の活動支援を行っています。また、主任児童委員活動研究委員会と協働して主任児童委員活動実践事例集を発行し、主任児童委員の活動支援を行いました。

現在、仮設住宅から復興・災害公営住宅への住み替えや自宅再建または帰還して生活するなど住民の異動が多いことから、要援護者の把握がより一層重要となっているため、今後も引き続き民生委員等と市町村行政、市町村社協並びに関係機関・団体との連携や協働を促進し、見守り・相談活動を充実することが求められます。

【活動推進の取り組み（再掲）】

実施計画	実施項目	実施内容
推進項目９　市町村社会福祉協議会との協働・支援		
①市町村社協への支援	ア）市町村社協の経営支援	新しい制度や避難社協等が抱える運営上の課題等に対応するため、経営相談支援事業と連携し、公認会計士・社会保険労務士による助言・指導を受けられる環境をつくり、経営支援を行います。 ５年間で全市町村社協を計画的に訪問し、経営課題の解決を支援します。
推進項目10　社会福祉施設等との協働・支援		
②社会福祉施設等との連携	ア）部会・協議会活動の推進	被災地の社会福祉施設運営に係る課題について部会・協議会とともに取り組むとともに、災害発生時に備えた施設種別ごとの連携体制づくりや災害応援協定の実効性を高めるため、地区ごとの避難訓練等の取り組みを継続します。
推進項目11　民生委員・児童委員、主任児童委員等との協働・支援		
③民生委員・児童委員、主任児童委員との協働・支援	ア）研修体系の検討と研修内容の充実	被災者・避難者を含む要援護者の見守り・相談活動の充実が求められていることから、県民児協活動企画部会及び主任児童委員活動研究委員会において、民生委員等の研修体系と研修内容を検討し、年度ごとの研修の充実を図ります。

＜県社協の経営・組織＞

1　組織基盤

【現状と課題】

近年、社会福祉制度・施策は目まぐるしく変革し、平成26年度に出された「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」の報告書に示されたように、法人組織の体制強化、運営の透明性の確保、地域における公益的な活動など、社会福祉法人の適正な運営と地域社会における役割が明確化されています。そのためには、執行機関である理事会と議決機関である評議員会、それぞれが機能を果たすことが重要です。

また、東日本大震災以降、事業規模や職員数が増大したことにより、会計処理や人事・労務管理に関する事務が増加しているため、公認会計士や税理士への業務委託や就業規則等の見直しに関する社会保険労務士による指導など、専門家との連携について具体的に検討する時期にきていると言えます。

本会では「個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）」及び「個人情報保護規程」に基づき個人情報の取り扱いを慎重に行ってきました。今後も、定期的に個人情報の取り扱いを始め、苦情解決に関する職員研修を実施するなど、危機管理に対する全職員への意識付けを徹底していく必要があります。

本会は、社会福祉法第110条に基づき県内の地域福祉の推進を諮ることを目的としており、住民組織や社会福祉事業関係者等の幅広い分野からの参加を得て運営することが求められることから、会員制度をとっています。社会福祉分野全体の規模拡大に伴い、社会福祉施設・事業所及び福祉関係団体からなる一般会員も増加しています。しかし、高齢者福祉・障がい者福祉分野を中心に、民間事業者の参入が進んでいることから、未加入施設・事業所への加入促進を引き続き行う必要があります。

また、本会事業に賛同いただく企業や個人からなる特別賛助会員はここ数年横ばいの状態にあります。そのため、本会の事業の積極的なPR活動を通じて、特別賛助会員の拡大に取り組むことが必要です。

【活動推進の取り組み】

実施計画	実施項目	実施内容
①適正な法人運営	ア）理事会・評議員会・監事機能の充実	本会事業の運営に積極的な参加を得るため、理事・評議員に対して情報の提供に努めます。 また、監事の理事会への出席を求め、業務執行状況の監査に努めます。
	イ）専門機関の活用	適正な法人運営を図るため、公認会計士や税理士、社会保険労務士等の専門家への業務委託について検討します。
	ウ）福島県総合社会福祉センターの運営	福島県総合社会福祉センターの円滑な運営に努めるとともに計画的に整備・修繕を行います。
②危機管理体制の強化	ア）個人情報保護の徹底	事業毎に作成している「個人情報取扱業務概要説明書」を定期的に見直します。職員会議等において個人情報の取り扱いに関する周知・徹底を図ります。
	イ）苦情解決体制の充実	本会に対する要望・苦情に組織的に対応できるよう、定期的に職員研修等を実施するとともに、第三者委員との連携を強化します。
③会員制度	ア）一般会員の加入促進	未加入の社会福祉施設・事業所に対する加入促進を図るとともに、会員のメリットを明確に打ち出していきます。また、会員となる施設・事業所の範囲の拡大について検討します。
		【数値目標】　H27年度（現状）　H30年度（中間年度）　H32年度（最終年度） 一般会員数　1,023　1,060　1,105
	イ）特別賛助会員の加入促進	本会の事業に賛同いただく特別賛助会員の加入を積極的に働きかけていきます。
		【数値目標】　H27年度（現状）　H30年度（中間年度）　H32年度（最終年度） 特別賛助会員数　380　400　420

＜県社協の経営・組織＞

2　財政基盤

【現状と課題】

本会の財源については、これまでも大半が県からの補助金や委託金等の公的財源で賄われていましたが、東日本大震災以降、新たな事業が県から委託されたことにより、その規模は年々増加の一途を辿っています。

公的財源の割合が高い本会の財源基盤を安定的にするためには、県行政側へ事業の実態に見合った適正な委託金・補助金等の財源確保について、あらゆる機会を捉えて積極的に働きかける必要があります。

また、自主財源の確保については、平成24年度に設置した「財政検討会」において公費に頼らない財源確保策として、ニーズの高い研修等を自主研修として実施していくこととしました。さらに、自主財源のみでは実施が難しい事業については、共同募金配分金や民間資金を活用しながら事業展開を図っています。

一方、自主財源の確保を進めるとともに職員一人ひとりがコスト意識を持つように職員会議等を活用し意識改革に努め、事務費のコスト削減にも努めてきました。

今後も引き続き事務費のコスト削減に努めると共に、組織全体の財源や支出を勘案しながら安定的な財政基盤の構築に努める必要があります。

【活動推進の取り組み】

実施計画	実施項目	実施内容
①安定的な財政基盤の確立	ア）適正な補助金・委託金の確保	実態に見合った適正な委託金・補助金等の確保について、県行政側に対して積極的に働きかけを行います。
	イ）自主財源の確保	職員一人ひとりが事務費のコスト削減に努めるとともに会員等のニーズに即した独自事業（研修・講習・セミナー等）を開催し、自主財源の確保に努めます。 また共同募金配分金や民間資金を積極的に活用し、効果的な事業実施に努めます。

＜県社協の経営・組織＞

3　事務局体制

【現状と課題】

東日本大震災前には49名だった職員数が、震災以降の復興関連事業や新規事業の展開により、現在100名近くまで増加しました。急激な職員の増加に加え、生活困窮者支援事業等の事務所機能が広域化したことにより、これまで以上に労務管理及び人事管理の取り組みを強化することが急務となりました。また、県からの補助・委託事業を受託するか否かによって職員数や事務局体制が大きく左右されることから、今後も震災復興関連事業をはじめ県の補助・委託事業に関しては、県当局との密接な協議を行い、当該事業の必要性や継続の可能性等について精査・検討をすすめなければなりません。

これまで、新規事業の実施に伴う業務量の増加に対応するため、一部組織改編を行いながら対応してきましたが、各事業の効果的な連携と推進を図るためには、部署間の連携を重視した組織全体の見直しを検討する必要があります。

また、地域福祉の担い手としての専門性の向上はもちろんですが、組織人としての役割行動の理解、個人情報保護や危機管理に対する意識を醸成するため、職場研修実施要綱に基づき、計画的に職員研修を行っていく必要があります。

【活動推進の取り組み】

実施計画	実施項目	実施内容
①事務局体制の充実強化	ア）事務局組織・分掌事務の検証	制度動向や事業展開の方向性を踏まえ、効果的かつ効率的な事業運営に取り組める事務局体制とするため、適正な分掌事務及び人員配置を検討します。
	イ）職員の資質向上	職場研修実施要綱に基づき、体系的かつ計画的な職場研修を実践し、職員の専門性並びに組織性の向上に努めるとともに、資格取得等の支援を行います。

Ⅴ　参考資料

社会福祉法人福島県社会福祉協議会
避難者自立支援中期ビジョン

平成27年12月24日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会

目　　次

1　策定の背景と目的 …… 71
2　位置づけ …… 71
3　基本目標 …… 72
4　ビジョンで取り組む期間 …… 72
5　避難者生活支援事業 …… 73
　⑴　事業の目的 …… 73
　⑵　事業の実施方法 …… 73
6　これまでの活動 …… 74
　⑴　避難者の居住状況 …… 74
　⑵　避難者生活支援事業 …… 74
　　①　生活支援相談員配置数 …… 75
　　②　訪問活動実績 …… 75
　　③　相談受付内容 …… 76
　　④　現在の訪問活動状況 …… 76
　⑶　支援活動での課題と対応 …… 77
　　①　避難者の孤立化 …… 77
　　②　避難者の孤独死等 …… 78
　　③　応急仮設住宅での生活 …… 78
　　④　復興（災害）公営住宅での生活 …… 79
　　⑤　借上げ住宅での生活 …… 79
7　これからの活動 …… 80
　○避難者生活の今後の見通し …… 80
　⑴　現在の課題 …… 80
　　①　市町村社会福祉協議会の課題 …… 80
　　②　県社会福祉協議会の課題 …… 81
　⑵　今後想定される課題 …… 83
　　①　訪問活動方針の見直し …… 83
　　②　中長期にわたる支援方策の検討 …… 83
8　推進体制の充実 …… 85
9　進行管理と中期ビジョンの見直し …… 85

1　策定の背景と目的

平成23年３月11日に発生した東日本大震災とこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により多くの福島県民が避難生活を強いられました。

東日本大震災から４年が経過しても避難生活をされている福島県民は福島県内外で９万人を超えており[注１]、避難者（被災者）[注２]自立に向けた課題は複雑・多様化しています。

このような状況に関係機関・団体とともに適切に対応するため、福島県社会福祉協議会として避難者自立促進への中期的な方針を示す必要性が出てきています。

このようなことから、本ビジョンは、平成23年からの避難者支援の取り組み状況を踏まえながら、今後３か年の取り組みを明示することを目的に策定するものです。

2　位置づけ

この中期ビジョンの位置づけは、次のとおりです。

① 福島県復興ビジョン（対象期間10年、平成23年８月策定）とその具体的な取組み等を示した福島県復興計画（第２次）（対象期間10年、平成24年12月策定）を踏まえたものです。

② 福島県社会福祉協議会活動推進計画（第４期：平成28～32年度）の下位計画となるものです。

③ 避難者支援活動に取り組んでいる関係市町村社会福祉協議会の避難者支援活動方針の目安となるものです。

（注１） 避難者数は、県内で54,080人（平成27年10月30日現在「応急仮設住宅・借上げ住宅・公営住宅の入居状況推移」）、県外で43,776人（平成27年11月12日現在）、合計97,856人となっている（福島県発表）。

（注２） 以下、「避難者（被災者）」を「避難者」と記載する。

3　基本目標

福島県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、行政機関・市町村社会福祉協議会・避難者を支援する専門機関などと協働・連携し、避難者の自立促進に向け、支援活動にあたっては、避難者の「健康不安と自立再建不安の解消」と「孤立化防止」を目指します。

▽市町村社会福祉協議会や避難者を支援する専門機関などと「協働」して、

避難者の自立再建に向けての支援活動を行います。

▽市町村社会福祉協議会や避難者を支援する専門機関などと「連携」して、

避難者生活の実態と活動上の課題を把握・整理し、国・県への提言活動を行います。

4　ビジョンで取り組む期間

平成28年度～平成30年度までの３年間とします。

5　避難者生活支援事業

⑴　事業の目的

福島県復興ビジョンでは、３つの基本理念と７つの主要施策を掲げています。

これを受けた福島県復興計画では、復興へ向けた重点プロジェクトとして、避難生活の長期化に伴う心のケアや孤立化防止等を内容とした「生活再建支援プロジェクト」などに取り組むこととしました。

これに呼応し、地域福祉活動に取り組んでいる本会では、関係市町村社会福祉協議会や避難者を支援する専門機関などと協働・連携して避難者生活支援活動に取り組むこととしました。

⑵　事業の実施方法

事業内容は、阪神淡路大震災や新潟中越地震災害の被災者支援で成果のあった生活支援相談員による、訪問相談活動そして地域資源へのつなぎや地域との交流などの支援活動です。

事業の仕組みは、事業主体を本会とし、訪問支援活動の中核である生活支援相談員の配置主体を関係市町村社会福祉協議会としました。

本会と市町村社会福祉協議会との間では、委託契約書（第１回目平成23年８月、第２回目平成24年４月、第３回目平成27年４月）を取り交わしました。

事業に要する資金は、福島県の補助制度を活用することとしました。

6　これまでの活動

(1)　避難者の居住状況

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故による避難者は、一次避難所や二次避難所から応急仮設住宅・借上げ住宅・公営住宅(注)に転居し、避難生活をしています。

これら３種の合計入居者数は、平成24年３月29日の98,207人が最大であり、これ以降の入居避難者数は減少しています。

応急仮設住宅の入居者数の最大は、平成24年７月26日の33,016人であり、借上げ住宅では、平成24年３月29日の64,313人が最大でした。

（人）

	H24. 3. 1	H25. 3. 1	H26. 3. 1	H27. 3. 1	H27. 9. 1
応急仮設住宅	31, 836	32, 352	28, 483	23, 794	20, 491
借上げ住宅	64, 040	58, 796	50, 523	39, 949	35, 191
公営住宅	1, 432	1, 350	1, 205	980	728
避難者数計	97, 308	92, 498	80, 211	64, 723	56, 410

出所：http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065d/nyuukyojoukyou.html

(2)　避難者生活支援事業

本会では、平成23年３月11日の発災当日から災害ボランティアセンターを立ち上げ、３月14日に設置された「県災害ボランティアセンター」（福島県災害ボランティア連絡協議会）と連携して避難者支援にあたりました。

平成23年８月以降は、被災された住民のための応急仮設住宅の完成により一次避難所や二次避難所からの入居が進み、市町村社会福祉協議会（59市町村中、30市町村）に配置された生活支援相談員（平成24年３月現在、171名）による活動を支援し、「被災者主体」「孤立・孤独化の防止」を中心に、見守り活動や復興に向けた生活支援活動に取り組みました。

本会には統括生活支援相談員５名を配置し、市町村社会福祉協議会に配置されたチーフ生活支援相談員と連携を図りながら、活動状況やこれに伴う課題の把握と解決に向け取り組みました。

平成23年10月１日からは、県社協災害ボランティアセンターの機能を見直し、「県社協生活復興ボランティアセンター」として県内市町村社会福祉協議会をはじめ関係機関・団体等との連携を図りながら活動を行いました。

（注）「公営住宅」とは、市町村営住宅、県営住宅、雇用促進住宅等である。

生活支援相談員配置数及び避難者支援活動実績は、次のとおりです。

① 生活支援相談員配置数

生活支援相談員は平成23年８月から関係市町村社会福祉協議会に配置され、年度別の配置数は次表のとおりです。

	H24. 3. 1	H25. 3. 1	H26. 3. 1	H27. 3. 1	H27. 11. 1
配置社会福祉協議会数	30	29	29	29	28
相談員数（人）	171	196	201	202	269

② 訪問活動実績

平成26年度にあっては、訪問活動において把握した要援助世帯に対する延べ訪問世帯件数（62,370件）、様子伺い（452,346件）、訪問したが留守（256,394件）を合計すると771,110件の訪問活動を行いました。生活支援相談員は２人１組での活動が主であるため、実訪問活動件数は概ね385,555件となります。

平成23～26年度の活動実績は、次表のとおりです。

家族構成	訪問対象世帯数				延べ訪問世帯件数			
	23年度	24年度	25年度	26年度	23年度	24年度	25年度	26年度
① ひとり暮らし（別居の家族なし）	2, 476	4, 395	3, 358	3, 148	3, 982	7, 422	6, 105	5, 533
② ひとり暮らし（別居の家族あり）	3, 426	9, 448	9, 298	8, 357	5, 391	16, 457	17, 126	16, 029
③ 高齢者・障害者のみ世帯（夫婦等）	3, 735	9, 632	10, 328	8, 766	5, 521	15, 224	17, 098	13, 827
④ 高齢者・障害者がいる世帯	5, 755	16, 739	14, 054	12, 412	7, 938	23, 552	20, 355	16, 827
⑤ 母子・父子世帯	554	598	499	353	641	680	683	479
⑥ 乳幼児がいる世帯	855	1, 488	1, 352	1, 287	974	1, 732	1, 511	1, 431
⑦ その他同居家族有り	6, 907	11, 496	8, 110	6, 830	8, 285	13, 630	9, 920	8, 244
合　　計	23, 708	53, 796	46, 999	41, 153	32, 732	78, 697	72, 798	62, 370

③ 相談受付内容

各年度ともに最も多い内容は、「日常生活」であり、次いで「健康・医療」となっています。

「住居」に関しては、平成24年度には応急仮設住宅への、また、平成26年度は復興（災害）公営住宅(注)への住み替えに関する相談件数が多くなっています。

平成23～26年度の相談受付内容は、次のとおりです。

（複数回答、件）

	日常生活	健康･医療	介護	家族	制度	金銭問題	法律	就労	住居	その他	計
23年度	19, 880	12, 993	2, 366	6, 365	1, 044	647	68	1, 829	4, 009	13, 617	62, 818
24年度	61, 177	48, 620	6, 943	23, 697	3, 017	2, 130	282	7, 276	15, 195	51, 418	219, 755
25年度	63, 274	48, 474	6, 352	21, 390	2, 367	1, 465	385	4, 569	12, 710	53, 335	214, 321
26年度	54, 998	42, 679	5, 065	20, 188	1, 918	1, 151	182	3, 323	14, 707	19, 552	163, 763

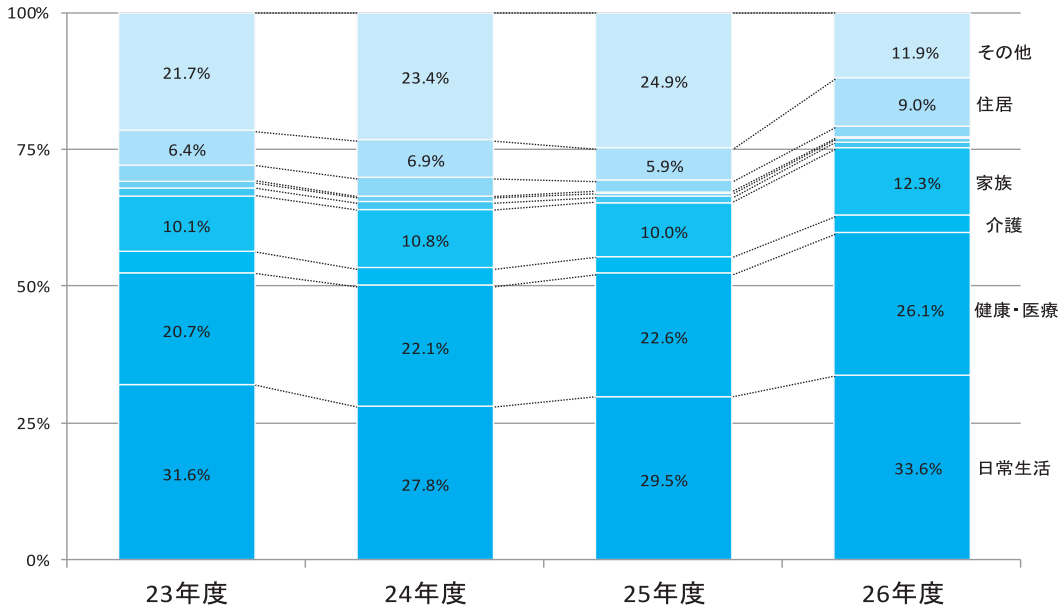

④ 現在の訪問活動状況

平成27年７月１日を基準日に、生活支援相談員を配置している避難元社会福祉協議会にアンケート調査した結果、自宅に帰還した方を含め、避難者数の68％を支援しています。

（注） 復興公営住宅は、原子力災害による避難者向け住宅で、福島県が管理。災害公営住宅は、東日本大震災による避難者向け住宅で、市町村が管理。

居住形態	県　発　表 (H27. 6 . 30)	避難元社会福祉協議会 アンケート結果		活動対象率
		避難者数	活動対象者数	
応急仮設住宅	21, 350人		14, 358人	67%
借 上 げ 住 宅	36, 351		21, 614	59%
公　営　住　宅	755		(不詳)	−
復興（災害）公営住宅			1, 641	−
自　　宅			4, 744	−
県内避難者計		62, 219人		
合　　計	58, 456	62, 219	42, 357	68%

また、活動対象としている避難者の居住形態の51%が借上げ住宅となっています。訪問頻度は、高齢者やひとり暮らし世帯など、支援対象世帯の状況を勘案して活動しています。

避難者居住形態別訪問の割合

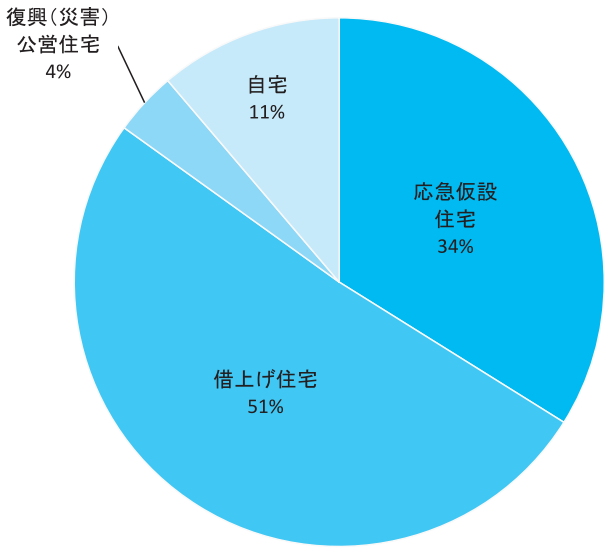

(3)　支援活動での課題と対応

①　避難者の孤立化

応急仮設住宅等での避難生活が長期化することに伴い、コミュニティの形成・維持がますますむずかしくなり、避難者の閉じこもりや引きこもりなど孤立化(注)が進んでおり、要介護者の増加が懸念されています。

このため、外に出る機会を設けるなど、介護予防のためのニーズにあった事業の実施が求められています。

(注)「孤独」は一人でいる状態のこと（外見的側面)。「孤立」はつながりが切れている状態のこと（心理的側面)。人は心理的に誰かとつながっていれば、一人でいること（孤独）にも耐えられるが、つながりが切れた状態で一人でいること（孤立）には耐えられない。

② 避難者の孤独死等

避難者の「孤独死」などが相次いで発生しています。

このため、平成26年６月から「孤独死」「行方不明」等を「重大事項」と定義し、生活支援相談員の活動の中でこれを把握した際には、事後の相談活動に活かすため、本会への報告を求めることとしました。

平成26年６月から平成27年11月までの報告状況は次表のとおりです。報告内容の特徴としては、

▽避難生活が長期化する中、孤独死等の重大事項の発生が増加傾向にあります。

▽50～70歳代男性の孤独死が目立ちます。

▽見守り活動の中で、大事に至ることなく対応できた例もありました。

各社会福祉協議会から本会に報告のあった重大事項（平成26年６月～27年11月）

単位：人

	男性							女性						合計
	20歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	小計	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	不明	小計	
孤独死		1	5	3	4		13	1		2			3	16
自殺	1			1	2		4	1	1		1		3	7
行方不明		1		2			3						0	3
救助発見				1			1						0	1
その他		1	1	1		1	4		2			1	3	7
合計	1	3	6	8	6	1	25	2	3	2	1	1	9	34

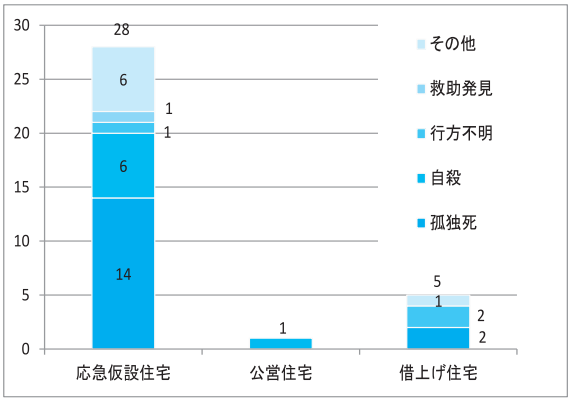

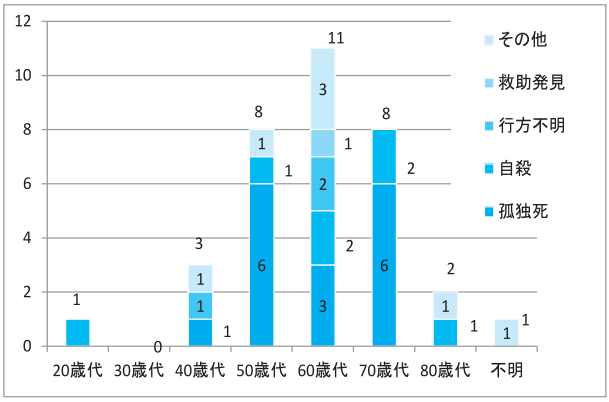

③ 応急仮設住宅での生活

応急仮設住宅開設当初から避難者のつながりの重要性を意識し、サロン活動を実施してきましたが、参加者が固定化するなど、活動が低調となっています。

また、復興（災害）公営住宅の完成が進むのに伴い、住み替えなどにより応急仮設住宅の空き室率が上昇し、応急仮設住宅に居住する避難者の「取り残され感」がますます強くなっています。特に、自立再建の見通しがたたない高齢者が多くなっています。

今後とも、応急仮設住宅に居住する避難者の孤立化防止のため、訪問活動やコミュニティ活動支援の見直しが必要となっています。

④　復興（災害）公営住宅での生活

復興（災害）公営住宅に転居した避難者は、新しい近隣の方たちとのコミュニティの形成に苦慮しています。安心した生活を継続するには、公営住宅内外とのコミュニティの形成と維持が課題となっています。

避難者が安心して生活するために、生活支援相談員は復興公営住宅に配置されているコミュニティ交流員(注)と役割分担し、連携して避難者の支援活動にあたることが必要であり、この活動では情報共有が課題となっています。

⑤　借上げ住宅での生活

生活支援相談員の活動報告によりますと、借上げ住宅に居住する避難者は、避難者であることを近隣に知られたくない方や訪問拒否・留守世帯が多くなっています。

このような実態のため、支援が真に必要な対象世帯を把握することが困難になっています。

（注）　平成27年度現在、災害公営住宅にはコミュニティ交流員は配置されていない。

7　これからの活動

○避難者生活の今後の見通し

避難指示区域以外からの避難者が居住する応急仮設住宅と借上げ住宅の供与期限が平成29年３月末とされているため、今後、住み替えが一層進むことが予想されます。

一方、生活再建の見通しがたたない応急仮設住宅等入居者にあっては、孤立や高齢に起因する介護など、種々の課題の顕在化が想定されます。

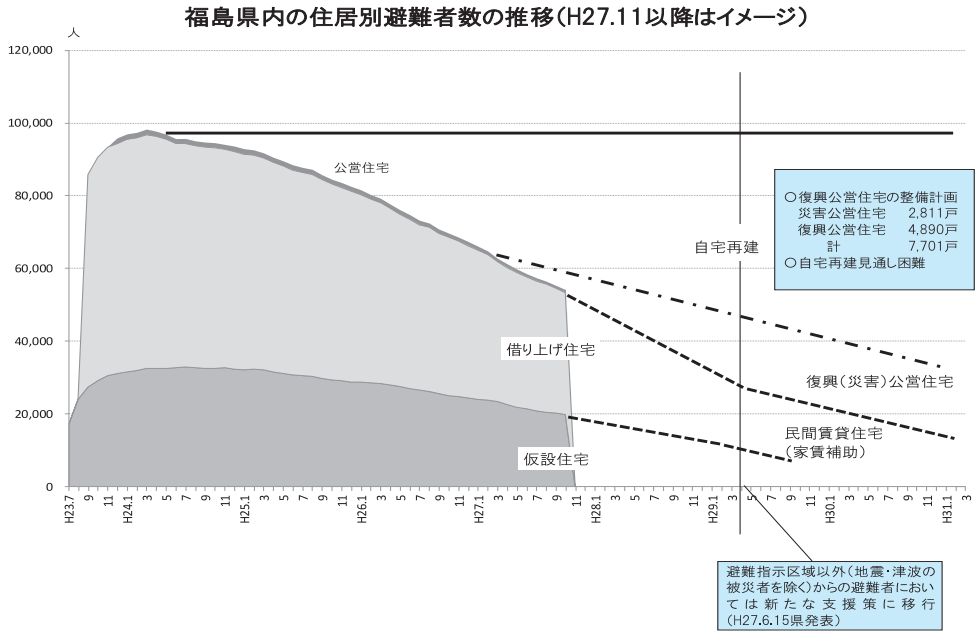

この対応としては、見守り支援活動内容の見直しが求められることになります。
課題別に整理すると、次のとおりとなります。

(1)　現在の課題

①　市町村社会福祉協議会の課題

ア　相談員の確保と配置

具体的な課題	本会が解決のために
▽処遇改善と優秀な人材の確保	・安心して活動できるよう、引き続き、国に制度化を求めます。
▽狭隘な事務所の解消	・適切な事務所設置の助言と費用助成の増額に努めます。
▽避難者の転居や移動に伴う課題への対応	・住民の転居や移動に伴う新たな連携ネットワーク機能の充実に努めます。

イ　相談活動のための関係者間の情報共有

具体的な課題	本会が解決のために
▽個人情報保護と相談活動のための情報取得のトレードオフ	・県と市町村に理解と協力を求め、関係者間での情報共有の充実に努めます。

ウ　避難先・避難元市町村と社会福祉協議会の連携

具体的な課題	本会が解決のために
▽応急仮設住宅・借上げ住宅入居者への円滑な支援	・避難元の自治体及び社会福祉協議会に避難者支援の方針に関する情報提供を働きかけます。
▽復興（災害）公営住宅入居者の立場に立った避難者支援の役割分担の整理	・関係市町村、社会福祉協議会、復興（災害）公営住宅入居者支援団体との連携協力の場を福島県と連携して積極的に設けます。

エ　行政機関や関係団体との連携

具体的な課題	本会が解決のために
▽行政機関や専門職団体との緊密な連携	・行政機関や関係団体との具体的な役割分担を明確にし、連携した取り組みを行います。

②　県社会福祉協議会の課題

ア　研修内容の見直し

具体的な課題	本会では解決のために
▽変化する避難者支援活動内容に見合った研修の実施	・相談活動での課題解決を支援できるよう、研修内容を見直します。

イ　相談活動上の課題の解決

具体的な課題	本会では解決のために
▽関係者間での情報共有のあり方	・情報共有を困難にしている課題を整理・把握し、関係機関に働きかけ解決に努めます。
▽応急仮設住宅・借上げ住宅供与期間終了に向けた対応	・国や福島県の動向を的確に把握し、生活支援相談員の避難者支援活動が円滑に行えるよう関係機関と団体に働きかけます。

ウ　地区連絡会・地区被災者生活支援調整会議の運営

具体的な課題	本会では解決のために
▽効果的な運営	・参加団体や参加機関の意見を反映した運営に努めます。

エ　県被災者生活支援調整会議の運営

具体的な課題	本会では解決のために
▽円滑な相談活動の障害となっている制度や事業実施の仕組みの見直しと調整	・地区連絡会や地区被災者生活支援調整会議において解決困難な課題を整理・把握し、参加機関との連携を強化して課題の解決に努めます。

オ　関係社協連絡会議の運営

具体的な課題	本会では解決のために
▽避難者支援活動上の課題の確認と本会活動方針の速やかな提示	・避難者支援活動にあたっての情報や活動方針の速やかな提供に努めます

カ　活動円滑化のための「避難者生活再建支援システム」の運用

具体的な課題	本会では解決のために
▽利用しやすく、効果的な避難者生活再建支援システムの活用	・生活支援相談員の活動を効果的に支援できるよう、システム運用の改善に努めます。

キ　相談活動の広報

具体的な課題	本会では解決のために
▽県内外への相談活動の広報と支援・協力の要請	・活動にあたっては、様々な関係者の理解と支援や協力が必要です。このため、県内外に対し取り組んでいる活動について積極的な広報に努めます。

ク　避難者支援活動方針の見直し

具体的な課題	本会では解決のために
▽「避難者自立支援中期ビジョン」の進行管理	・生活再建に関する各種調査を行い、関係者と課題等の共通認識を図るとともに、「避難者の自立支援に向けた中期ビジョン」の進行管理に反映させ、生活支援相談員の活動充実に努めます。

⑵　今後想定される課題

①　訪問活動方針の見直し

避難指示区域以外からの避難者が居住する応急仮設・借上げ住宅の供与期間が平成29年３月末をもって終え、新たな支援策を講じると福島県が発表しました（平成27年６月15日）。

このため、この方針に対応した避難者の住み替えが今後一層進むことが予想され、これに伴い避難者支援方針も大きく変更されることが想定されます。

例えば、次のような見直しの検討も必要になり、本会は関係市町村社会福祉協議会など、関係団体や関係機関と連携して避難者生活の変化に沿った支援方針の検討が求められます。

▽協力・役割分担見直し例

避難元社会福祉協議会	
帰還可能社会福祉協議会	・避難者の居住か所複数化による訪問活動方針の見直し
帰還困難社会福祉協議会	・避難先社会福祉協議会への活動方針の説明、情報提供、役割分担の確認と支援方針の見直し ・訪問活動の充実（元・先社会福祉協議会相談員の同行訪問やサロン活動等）
避難先社会福祉協議会	
自立再建した避難者居住社会福祉協議会	・自立再建した方の要望又は必要に応じた支援
復興（災害）公営住宅所在社会福祉協議会	・県、市町村や避難元社会福祉協議会との役割分担の確認と支援方針の見直し

▽応急仮設住宅で引き続き生活することになる要援助者への支援

何等かの事由で応急仮設住宅で引き続き生活する高齢者など要援助者に対しては、避難元・避難先社会福祉協議会が協議し、支援することが求められます。特に、高齢者の場合は丁寧な対応が求められます。

▽自立再建後の避難者支援のあり方

避難元・避難先社会福祉協議会が連携して支援する際には、特に高齢者など要援助者に対する支援に空白が生じない対応が求められます。

②　中長期にわたる支援方策の検討

有識者検討会（座長：大西隆豊橋技術科学大学学長）が提言を取りまとめ、「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言」を復興大臣に提出しました(注)（平成27年７月30日）。

この中で、30 ～ 40年後の姿を見据えた、2020年の課題と解決の方向を検討し、「複数市町村による公共的サービスの広域連携」に触れ、地域包括ケアシステム構築によるサービスの提供を提言しました。

（注）「福島12市町村」とは、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村。

今後の社会保障システムの改革では、地域包括ケアシステムの構築が目指されています。しかしながら、避難者が居住する地域でのシステム構築については、避難先において避難者を含めた構築の在り方を視点に入れるなど、福島県特有の種々の課題が予想され、本会の避難者支援の観点からも今後の検討課題となります。特に、システムを支える福祉人材の確保の見通しが困難な地域にあっては、生活支援相談員経験者の活用もポイントになります。

現在、生活支援相談員が安心して活動でき、また活動経験活用のために、生活支援相談員の制度化を国に働きかけていますが、国では平成27年９月に、生活支援相談員活動経験の活用方策の一つとして、社会福祉士国家試験受験資格に必要な実務経験への算入を可能としました。

引き続き、避難者支援活動を行う生活支援相談員の制度化など、避難者支援の枠組み充実を国に働きかけることが重要になっています。

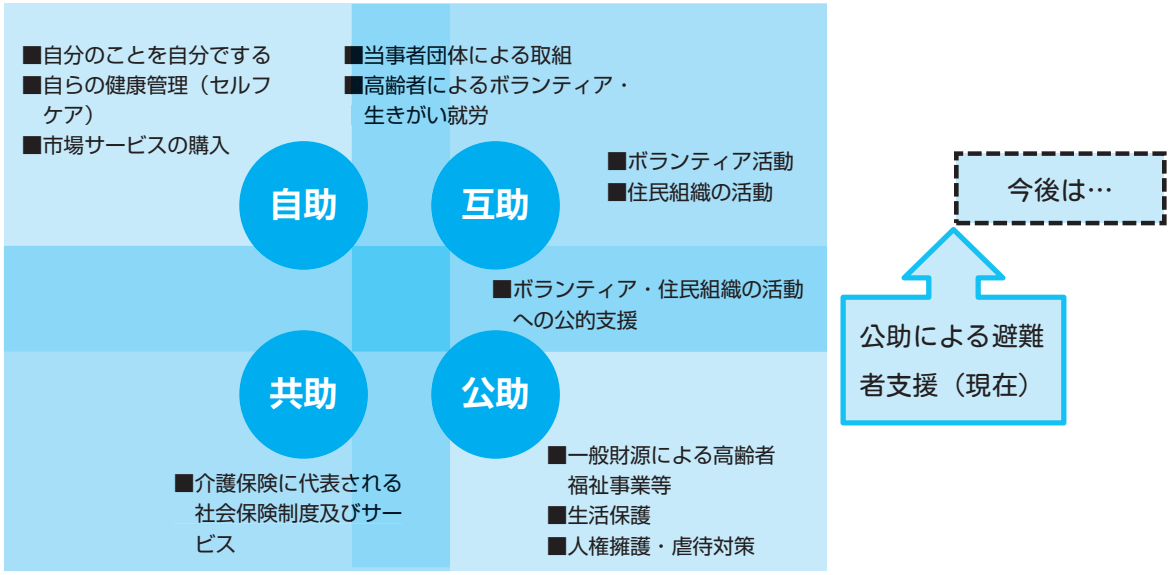

出典：地域包括ケアシステム研究会　第５回検討会資料（厚生労働省老健局）に一部追記

8　推進体制の充実

本会では、平成23年３月11日の発災当日から「災害ボランティアセンター」を設置し関係機関と連携して被災者支援にあたりました。８月からは５名の統括生活支援相談員を同センターに配置し、関係市町村社会福祉協議会に配置された生活支援相談員の活動の調整にあたりました。その後、同年10月１日には、同センターの機能を見直し「県社協生活復興ボランティアセンター」と名称変更して機能強化を図りました。

平成27年４月１日からは、避難者生活の長期化に伴う課題の複雑多様化に対応するため、同センターを「避難者生活支援・相談センター」に組織替えし、専任職員と総括生活支援員を配置し、避難者支援活動について関係機関との調整に努めています。

今後は、住み替えが進む中で生じる避難者生活の課題解決を的確に支援することが求められます。

このため、市町村社会福祉協議会が円滑で効果的な活動が行えるよう、推進体制の充実に努めるとともに、本センター職員の能力向上に一層取り組みます。

9　進行管理と中期ビジョンの見直し

当該年度終了後速やかに、本会事務局による評価作業を実施します。

また、次期中期ビジョンを平成30年度に策定します。

県社協　組織図

（平成28年３月現在）

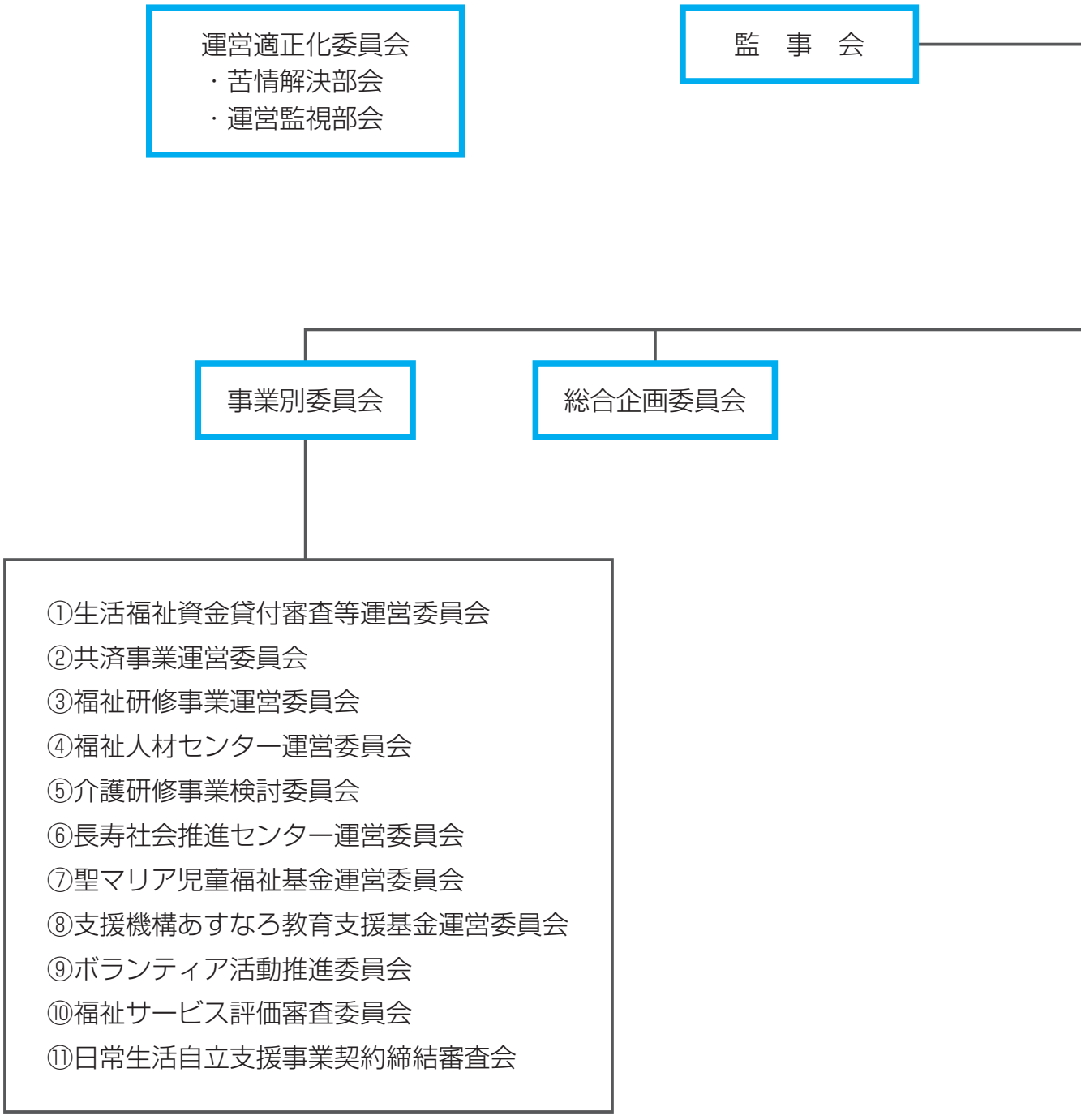

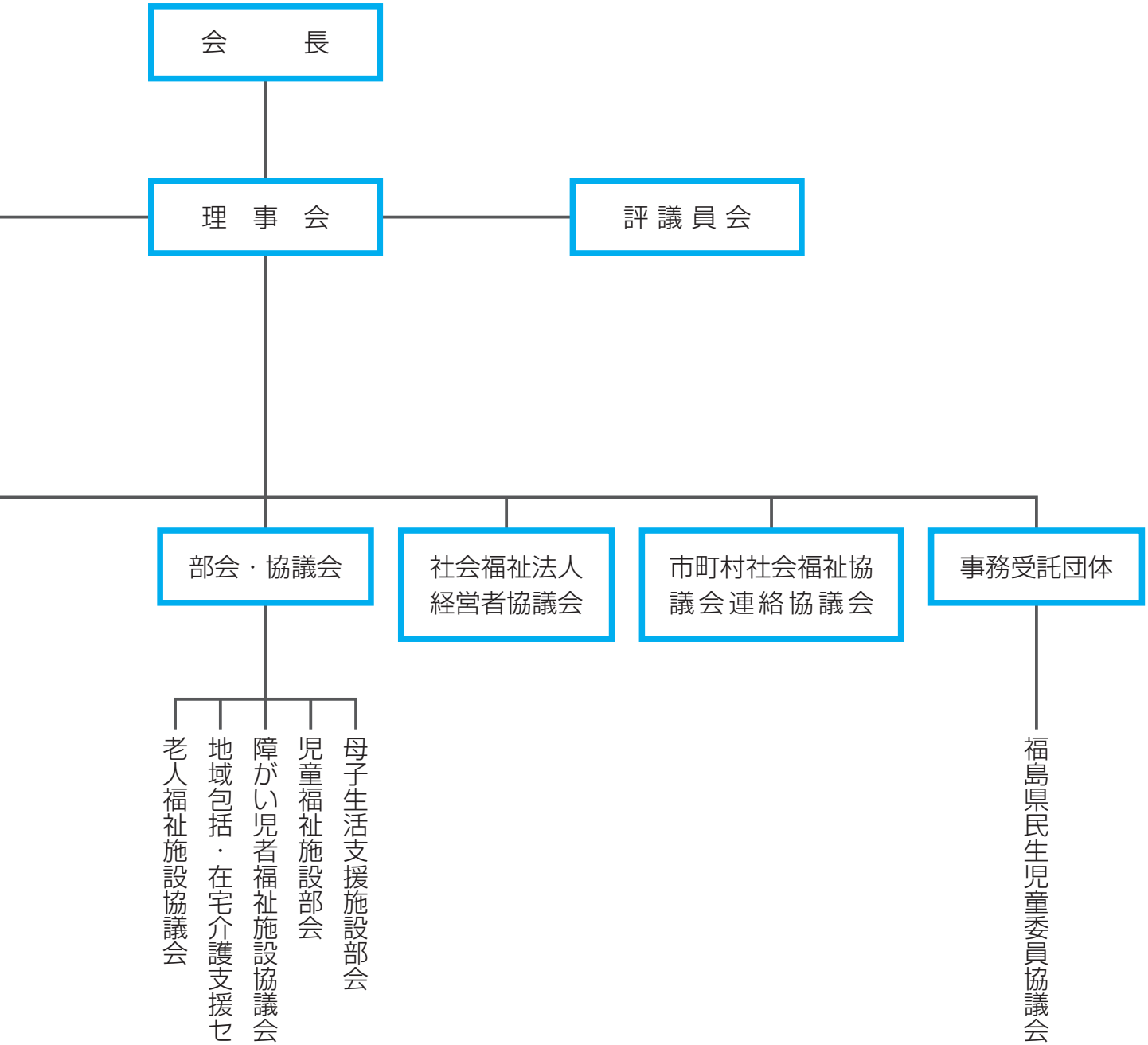
会　　長
理　事　会
評 議 員 会
部会・協議会
社会福祉法人
経営者協議会
市町村社会福祉協
議会連絡協議会
事務受託団体
老人福祉施設協議会
地域包括・在宅介護支援センター協議会
障がい児者福祉施設協議会
児童福祉施設部会
母子生活支援施設部会
福島県民生児童委員協議会

事務局　組織図

（平成28年３月現在）

名　　称

- 会長
- 常勤副会長
- 事務局長
- 事務局次長
  - 総務企画課
  - 地域福祉課
    - ＜ボランティアセンター＞
    - ＜生活復興（災害）ボランティアセンター＞
    - ＜避難者生活支援・相談センター＞
    - ＜生活自立サポートセンター＞
    - 生活支援室
  - 福祉サービス支援課
    - ＜地域生活定着支援センター＞
  - 人材研修課
    - ＜福祉人材センター＞
    - ＜母子家庭等就業・自立支援センター＞
    - ＜保育士・保育所支援センター＞
  - いきいき長寿課
    - ＜高齢者総合相談センター＞
    - ＜認知症コールセンター＞
  - 運営適正化委員会

主　要　業　務

会務運営、企画広報事業、社会福祉施設団体職員共済事業、社会福祉従事者福利厚生事業、県総合社会福祉センター管理運営、表彰事業、調査研究・提言活動

市町村社協支援、あんしんサポート（日常生活自立支援事業）、ボランティア活動振興、生活復興（災害）ボランティアセンター、民生児童員活動支援、避難者生活支援事業、生活再建・健康不安相談事業、生活困窮者自立支援事業

生活福祉資金貸付事業（貸付業務、償還指導、債権管理、特別会計）

種別部会･協議会活動、福祉サービス第三者評価事業、地域生活定着支援センター事業、介護福祉士等修学資金貸付事業、保育士修学資金貸付事業

福祉人材センター事業、保育士・保育所支援センター事業、福祉人材確保マッチング支援事業、社会福祉従事者研修事業、介護実習・普及事業、母子家庭等就業自立支援センター事業、介護支援専門員養成事業（試験・実務研修）

長寿社会推進センター事業、高齢者総合相談センター事業、認知症コールセンター事業

福祉サービス苦情解決事業、日常生活自立支援事業運営監視

社会福祉法人福島県社会福祉協議会　総合企画委員会設置要綱

（目　的）

第１条　この委員会は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会(以下「県社協」という)定款(以下「定款」という)第２条に定める事業を推進するため、総合的な企画や県社協活動推進計画の進行管理及び国・県等に対する予算要望・施策提言等の取りまとめ等を行うことを目的とする。

（性　格）

第２条　委員会は、定款第20条に基づき設置される委員会とする。

（委員構成）

第３条　委員会は、委員15名以内で構成する。

２　委員は、県社協・市町村社会福祉協議会役職員、社会福祉施設役職員、関係機関団体役職員、学識経験者等のうちから県社協会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

３　委員の任期は、２年とし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げないものとする。

４　委員会に必要に応じて臨時委員を委嘱することができる。

（正副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長各１名を置く。

２　委員長、副委員長は、委員の互選により選出する。

３　委員長は、委員会を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（委員会）

第５条　委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長は、委員長がこれにあたる。

２　委員会において審議した事項は、会長に報告するものとする。

（委員会への出席者要請）

第６条　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

（小委員会等の設置）

第７条　委員会には、必要に応じて小委員会を設置することができる。

２　小委員会は、委員会において選任したものをもって構成する。

（庶　務）

第８条　委員会の庶務は、県社協総務企画課において処理する。

（細　則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、この委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行後最初に開催される委員会は、第５条第１項の規定にかかわらず会長が招集する。

３　この要綱は、平成15年４月１日から施行する。

社会福祉法人福島県社会福祉協議会
総合企画委員会　委員名簿

（任期:平成26年９月１日～平成28年８月31日）

No.	選出区分	氏　名	所属・役職名	備考
1	市町村社会福祉協議会役職員	遠　藤　　潔	市町村社会福祉協議会連絡協議会・事務局長会幹事 （福島市社会福祉協議会事務局長兼総務課長）	副委員長
2		渡　部　　仁	市町村社会福祉協議会連絡協議会・事務局長会幹事 （南会津町社会福祉協議会事務局長）	
3		大和田　　慎	市町村社会福祉協議会連絡協議会・事務局長会幹事 （広野町社会福祉協議会事務局長）	
4	社会福祉施設役職員	海　野　　洋	県社協社会福祉法人経営者協議会・理事 （社会福祉法人いわき福音協会理事長）	委員長
5		齋　藤　久　夫	県社協児童福祉施設部会 （福島愛育園園長）	
6		舟　山　信　悟	県社協障がい児者福祉施設協議会・会長 （けやきの村施設長）	
7		石　井　和　夫	県社協母子生活支援施設部会・部会長 （福島敬香ハイム施設長）	
8		石　川　　博	県社協老人福祉施設協議会・会長 （相馬ホーム施設長）	
9		野　田　幸　利	県社協地域包括・在宅介護支援センター協議会役員 （福島市清明・吉井田地域包括支援センター所長）	
10	関係機関・団体役職員	富　塚　まり子	県ボランティア連絡協議会事務局長	
11		篠　原　清　美	県民生児童委員協議会副会長	
12		皆　川　誠　司	県共同募金会常務理事兼事務局長	
13		三津間　和　栄	県保健福祉部参事兼社会福祉課長	
14	学識経験者	鎌　田　真理子	いわき明星大学人文学部現代社会学科教授	

第４期活動推進計画策定委員会委員名簿

所属	職　名	氏　名
総務企画課	事務局長兼課長	安部光世
	主幹	髙岡寿哉
	主査	佐藤美奈子
地域福祉課	主任主査	斉藤知道
	主査	伊藤忠伯
福祉サービス支援課	主査	安達弘和
人材研修課	課長補佐	渡辺誠一
	主査	宍戸博子
いきいき長寿課	主幹	小林節子

【策定経過】

＜総合企画委員会＞

開催時期	協　議　項　目
平成27年８月13日	活動推進計画の見直しについて
平成27年11月13日	第４期活動推進計画の素案について
平成27年12月９日	第４期活動推進計画（案）について

＜理事会・評議員会＞

開催時期	協　議　項　目
平成27年９月28日	第４期活動推進計画の策定について（中間報告）
平成27年12月24日	第４期活動推進計画（案）について

＜理事・評議員からの意見等提出＞

平成27年11月10日 ～11月25日	第４期活動推進計画（案）への意見等の提出について（依頼）

＜県社協活動推進計画　策定委員会＞

開催時期	協　議　項　目
平成27年５月15日	⑴活動推進計画についての確認 ①これまでの活動推進計画について ②第４期活動推進計画の推進期間について ⑵活動推進計画策定のスケジュールについて ⑶前期活動推進計画の評価手法（案）について
平成27年６月５日	⑴活動推進計画の構成について ①推進項目の見直し　②基本目標の見直し ③基本理念について
平成27年６月24日	⑴活動推進計画　推進項目の見直し
平成27年７月16日	⑴活動推進計画　評価シート「これまでの取り組みと課題」ポイント部分の確認
平成27年10月８日	⑴今後のスケジュールについて ⑵「現状と課題」及び「実施内容」の作成について ⑶活動推進計画の「数値目標」について

福島県社会福祉協議会
第４期活動推進計画

発　　行　平成28年３月
発 行 者　社会福祉法人福島県社会福祉協議会
〒960－8141
福島市渡利字七社宮111番地
福島県総合社会福祉センター内
電　　話　（024）523－1251
Ｆ Ａ Ｘ　（024）523－4477

印　　刷　株式会社クサカ印刷所
〒960－8132
福島市東浜町７－35
電　　話　（024）534－7135
Ｆ Ａ Ｘ　（024）531－2604